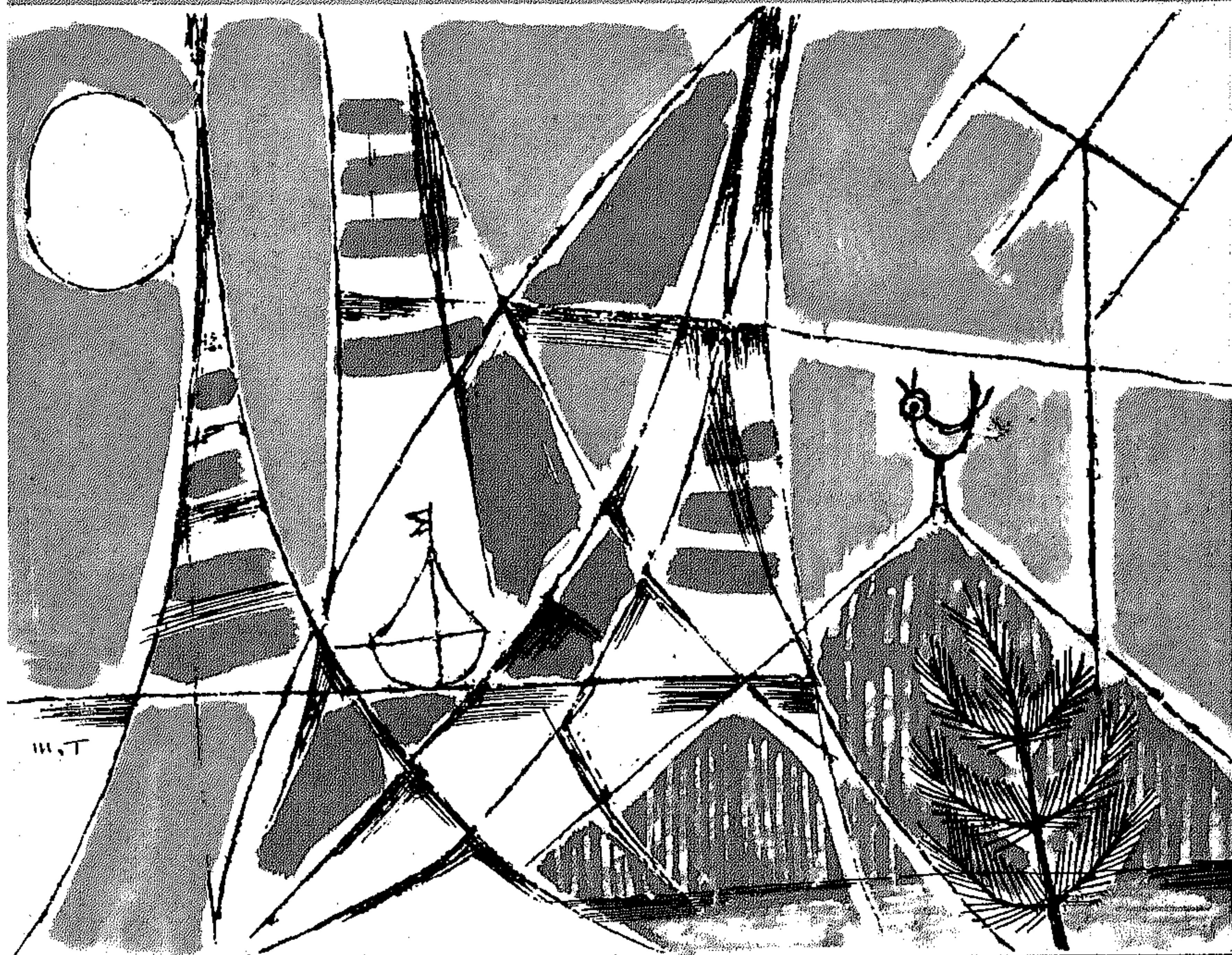


婦人少年者



◆第16回婦人週間

—現代社会における家庭の役割—
—産業化と家庭の問題—

3 1964

婦人少年協会

現代社会における家庭の役わり

— 産業化と家庭の問題 —



第16回

婦人週間

4月10日→16日

主催・労働省

座談会

産業化の進展にと

もなう家庭の役割

について

司会 磯野富士子
松原治郎
高橋展子

第十六回婦人週間について

* 実施要綱並びに全国婦人会議開催要綱
* 第十六回婦人週間実施のしおり

全国婦人会議出席者のその後の消息をめぐって

婦人週間のえがいた美しい波紋

三鎮会の活動について

中野イツ 21

科学者の見た

『家庭像』の構造

成瀬政男 15

ここにも年少者が働いている①

石井はた 22

産業カウソセリングの実際②

見市公子 24

資料室

各国におけるパートタイム雇用の実状

25

（茨城婦人少年室）

婦人労働関係資料の紹介

31

羽島市勤労青少年ホームの紹介

31

婦人界のうごき

32

女子の就業指数と完全失業者数・平均現金給与額

33

第十六回婦人週間ポスター

表紙 9

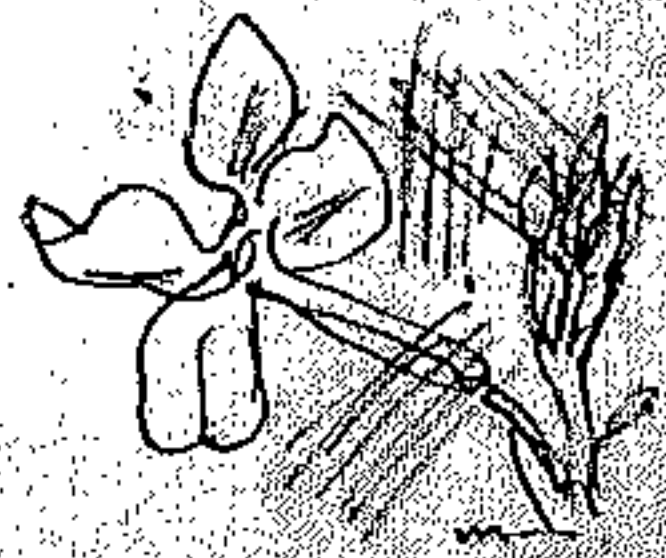
婦人少年局ニュース

表紙 9

表紙・扉

塚谷政義





産業化の進展にともなう

家庭の役割について

第十六回婦人週間のテーマをめぐって

出席者

日本女子大学講師 磯野富士子
法政大学助教授 松下圭一
学芸大学助教授 松原治郎
(司会)

労働省婦人課長 高橋展子

◆テーマの設定について

高橋 御承知のように、婦人週間には毎年特定のテーマを設けまして、それにもとづいてキャンペーンをいたしているのをごさいます。本年のテーマは「現代社会における家庭の役割——産業化と家庭の問題」というのでござい

ますが、このテーマの立て方にはかなり顕著な動きがありまして、本年は第十六回目に当たりますが、当初のうちは、いわゆる婦人の解放ということが基本的な姿勢でしたが、最近数年は、日本の社会の近代化、あるいは変動の中での婦人の役割を求めるというようなところに、基本的な姿勢は変わってきております。そういう姿勢のなかで今年は「家庭」という問題を取り上げましたが、実は昭和三十一年にも家庭の問題を一度取り上げております。このとき、私たちが意図したのは、日本の家庭の近代化ということだったので



高橋氏

松原氏

ございます。特に人間関係の面、あるいは生活様式の面も含めて、前近代的なものがありにも多い日本の家庭を近代化することに力を尽そうということが、そ

の時の「家庭」の取り上げ方でございます。なものでございます。

した。今回は前回とは取り上げる姿勢がたいへん進んでいます。日本の社会の急速な産業化の中で、家庭がどういう影響を受けているかという点、また、その影響をどのように婦人が受け止めていって、家庭の機能を健やかに保ち、また産業社会の進展・成長というものを可能にしていくには、婦人はどうしたらよいか、というたいへんむずかしい問題を引き出したわけでございます。

婦人週間の中央行事の婦人会議のテーマもこれと同じなのですが、多少言葉のニュアンスをかえて、今日における家庭の役割——産業社会の進展の中で——となっております。しかし意味するところは同じつもりでございます。

なお、言葉のことから言いますと、「現代社会における家庭の役割」という場合の「役割」は多分にフアンクショナルの役割であり、その上で婦人が果たすべき役割という「役割」は多分にロールの

もの、言いかえれば、社会的な問題として、何があるだろうか。イデオロギアやリベラリズムと家庭とは、いつでも対立したものである。これを乗り越えるものか、それとして、婦人

はそれに対してどうしたらよいか、というような点でございます。

磯野 初めにちょっとうかがいたいのですが、今まではテーマとスローガンがありましたが、今度はスローガンがないようですが、どうしてですか。

高橋 スローガンがないということ、が今年の特徴なのです。と申しますのは、スローガンとなりますと、たいてい、「何々しましょう」というように、方向付けを出さないとスローガンになりません。しかし、今年のテーマは家庭の問題なので、あるべき家庭の姿の方向づけをしようという意図はございません。強いてスローガンをつくれれば、産業化と家庭の問題を考えましょう、としか言いようがないので、テーマ即ちスローガン、あるいは課題提起という姿勢にしたわけでございます。

松原 実態をまずみつめるということですね。

磯野 スローガンがないということはある意味では、一つの前進とも言えますね。

松下 婦人週間の問題として、戦後五、六年までは、フェミニズムといいますが、目的がはっきりしていました、最近のようになってきますと、よほど指導者側のほうが問題を整理しておかないと、問題がごちゃになってしまつて大変じゃないか、という気がするのです。スローガンがないというのは、逆に言



松下氏

磯野氏

うと、背景がわからなくなるとも言えるので、僕としてはむしろ、あったほうがいいのじゃないかという気がします。

磯野 問題提起の形で出しても、女の人たちが受けてたてる程度に成長した、と言えませんか。とすれば、大変なものではないのでしょうか。

高橋 テーマのたてかたは、私どもが婦人問題をどういう姿勢でとらえるかというところでプランができていくわけでございます。当初は婦人少年局が一つの役割として、フェミニズム的な姿勢をとらざるを得なかったのですが、そのうちに、そういう意味での目標は、社会全体

の近代化の中である程度達成されてきて、むしろ現在では、近代化と申します

か、特にシャープにすれば、インダストリアリゼーションということが、最近の高度経済成長の中で、非常に社会構造的に影響を及ぼしているように思われる。新しい問題がおきているように思われる。現在、前近代的なものが全部なくなつたわけではないが、ウェイトの置き方が、産業化のほうにあるということとです。

松下 三十五年の生活設計の問題あたりから、そういう問題が意識され始めてようやく今年で産業化という問題にしばらく来ってきた。だから三十五年までは模索時代だったのじゃないですか。

高橋 経済成長自体は三十年ごろからあるのですが、婦人のほうの生活面は大部分遅れてきていて、それが三十五年あたりから顕著に生活面に出てきたわけですね。しかし三十五年ごろから昨年までは、まあ社会の変動という表現だけでもうばら使っていました。が、今年、思いついてインダストリアリゼーションというところに重点をおいたわけですね。

磯野 ちょっと最初にかがっておきたいのですが、インダストリアリゼーションを日本語に訳す時に、産業化とか工業化とかいろいろ申しますが、厳密に申しますと、この二つはどういうふうに使

◇産業化について

高橋 「工業化」としますと、日本語では、第三次産業を含まないニュアンスが強い。なにか工場を中心とした社会というように考えがちで、農業や商業などまで含んだ社会全体の性格を表わす言葉としてどうだろうか。私どもとしては、すべての産業を含めた社会を言いたかったので、「産業化」という言葉を使ったのです。

松原 産業構造が変わることだと思ふんですが……

松下 農業がなくなる、サービス業がなくなる、というのじゃなくて、工業化が中心になって全体が変化していくわけでしょう。

磯野 そこから派生的に起こってきた現象ですからね。

松原 ただ工業化といいますが、農村の人は工場としか考えませんか。

高橋 それで非常に悩んだのです。特に家庭の問題として考えるときに、工業化というと、消費革命的なものも入ってくるというイメージがほとんどなくなつて。――要するに日本には、適確な言葉がないので、こういう言葉を使つたわけです。

松下 まだ日本の社会科学のほうでも

工業化、産業化という問題は、はっきりしていません。だから、その辺から入りますと、まず工業化の問題と、資本主義・社会主義という体制からみる問題とに区別しなければならぬと思います。産業革命から工業革命がはじまって、十九世紀に資本主義が全般的に展開されたといわれていますけれども、十九世紀のヨーロッパを例にとりますと、やはり十九世紀の資本主義というのは、農業社会的性格を多分に持っているということですね。だから社会の人口はほとんど農業人口で、労働力が蓄積されてきたといいますが、工業都市の近辺にだけようやく蓄積されている状態で、いちばん典型的なものはアメリカです。二十世紀に入るとようやく社会全体の工業化が進んできています。

それから、社会主義国でも、ソビエトなどは社会主義革命を行なったといっても、初期は農業社会主義の状態でしたが、次第に工業化を進めて、いわゆる社会主義的工業化を成し遂げたわけです。中国あたりは今もって農業社会主義時代と言えましよう。日本なんかもその意味では、戦前は資本主義でしたが、いわゆる工業社会にはまだ十分移行しておらずに、農業資本主義的な性格を多分に持っていました。ですから、ようやく工業化がめだってきたのは、昭和三十五年ごろからといわれています。これを具体的に言いますと、一つは、社会の人口構成の

変化、労働者とかサラリーマンの家庭が急激に増えていって、逆に農民人口が減っていった。それから、零細商店などの人口における比重が減っている。

二番目は、大量生産、大量交通という形が出てくる——マスコミもこの中に入ってきてますが。その過程で、生活様式の変化、家族生活の近代化が行なわれる。

それから三番目に、個人の権利、ことに私的自由というものが打ち出され、政治的には一応デモクラシーが確立される。工業化というものを、そういう形で考えたらいいと思います。付随的には社会水準の問題がありますが、社会形態・生活様式が全般的に変化して、それに伴って家族機能が非常に変わってきます。

農業社会においては、家族の原型が、農業ないし個人商店的な形で、家族労働を中心として構成されています。家族——日本流に言いますと家的なものとして家族をとらえますが、工業社会においては、労働者とかサラリーマン家族の問題として考えなければならぬ。その典型的なあらわれとしては、消費機能と生産機能が分離してくるという問題があります。今までは家族単位で労働していたのですが、家庭生活の場と、収入を得る場とが切り離されてきて、家庭の機能というものが非常に減退してくる。したがって夫の権利というものが、総体的に低下してくるという問題が出てくるのではないでしようか。

松原 たしかに、産業化としてとらえる具体的なことは、産業構造が設備投資を中心して急速に変わってきたこと、もう一つは、大量生産になってきたことで

すね。それからもう一つ、地域の産業化の問題があると思います。とくに三十七年以降、地域開発が進んでくるにしたがつて、目に見えて地域自体の産業化ということが考えられてきた。それが農村や地方都市に住む人たちに強い影響を及ぼしている。

これを、さらにもう少し現在の問題に関連させてみますと、基本的産業化が起ったのは三十四年から三十六年にかけての、いわゆる超高度成長の段階で設備投資のび、設備投資を主力として、国民総生産のびという形をとった。それが三十六年の秋から、国民収支の赤字、三十七年以降の景気調整の段階に入りますが、問題なのは、景気調整の段階に入ってもなお、国民の消費生活の向上自身が下がらないという傾向があることです。

今年の農業白書の中で、農産物価格が下がったのは、むしろ景気調整の影響には無縁である、ということ強調していますが、それは別として、消費物資の生産が下がらない。ことに消費支出の面で三十七年以降になって、いわゆるレジャーに対する支出のほうに、かなり支出が振り向けられているということがあります。そういったところに、現在、産業化

が家庭に及ぼす影響の問題があると思います。

◇産業化に伴う家庭生活の変化

磯野 皆さんが言われたように、家族というものが社会に担う役割というものが、産業化を契機として非常に変わってくるわけですね。それで、家族の機能の縮小というか、減退というか、そこでまた考え方もあるわけですね。

家族関係の社会学者がよく言っていることですが、家族の機能の範囲が狭くなったけれども、一方では「憩いの場」というと非常に天下太平に聞こえますけれども、やかましく申しますと、「情緒的安定をはかる場」という役割、それから「子女の人格形成の場」という役割、それから健全に育てるという役割、この二つが非常に重要になってきます。

それからもう一つ、これは情緒安定の場という中にとめられるかもしれないけれども、今までは女の人の経済的地位を保つという意味で、愛情がなくても一応家の形だけは保っておかれたが、近頃のような状態になりますと、なにも、いやでも一緒にいなければならぬということはない。そういう外側からの圧力もないわけですから、そうなりますと、家族というものの、情緒安定の場としての役割を果たさざるためには、家族の中の愛情を保っていくための特別の配慮が必要になってくるという点が、近代社会の

家族というものの一番問題になってくることではないでしょうか。

ことに戦後、昔の家族制度を早く解除しようというところから、家族の民主化さえすれば、すべてがめでたいという言い方をしてきましたが、そういう家族の近代化に伴い、別のむずかしさが出てくるという配慮が少なすぎたのではないかと思います。夫と妻の関係でも、初めは、夫をいばらせてはいけない、家長の地位を下げなければいけないということ、で、女のほうでは、そこを中心にしてやってきたわけです。産業化に伴って、今まで妻が家の中でしていた家業の中の経済的役割がなくなって、夫の給料に頼らなければならなくなったので、ある点では昔よりも妻の権利が規制された形になったとも言われるような立場になったのです。一方、このごろでは、男の人が家庭に身を入れすぎるのじゃないかという、数年前まではあまり考えもしなかったような問題が出てきております。ですから女権拡張というように同じ台詞をくりかえしているのでは間に合わなくなってきたのではないかと。家庭のあり方もこのくらいで再検討する必要があるのではないかと思っています。

松下 結局、封建的な家から新憲法的な近代的ホームへ、という発想だったのが、今では近代的ホームの内部に悩みが出てきたというわけですね。

私は、「女性三十五歳第二人生論」とい

うのを考えていいと思うんです。と言いますのは、大体二十三、四で結婚しますと、子供を二人産んだとして、大体三十五、六で手がからなくなってしまう。

夫もそのころになると、四十歳くらいで忙しいからあまり家に帰ってこない。それやこれやで、家事労働の負担も下がってきます。女性の平均年齢は七十一、二歳ですから、まだあと三十五年あるわけです。ここまできて、あとの三十五年をどうして生きたらいいかという問題に、はたと突きあたります。そして、家庭というのはあとの三十五年を没入してやるだけの値打があるかどうか、問題になってくる。これは都市家族の問題ですが、全体の問題としては、日本も高度成長の過程で工業化してきて、そういう問題が出るようになりましたが、さらに裏側を見ますと、いろいろな問題が出てくると思います。一つは、社会資本の全体的不足といえますか、工場内部は非常に立派になってきたが、生活の社会的基盤というもの、日本では非常に脆弱である。典型的なものとして、都市では、交通とか清掃問題、住宅問題などがある。

そういうわけで、一方では社会の近代化に伴う問題が出てくるが、裏返せば、生活基盤そのものが近代化してないから非常に不安定なものがある。それから、商店や農家の場合は、夫が外に働きにいたり、子供は後をとらないで工場にく。そして、主婦がその人たちに代って

労働を担当するようになるので、婦人へのしわ寄せが問題になってきます。そういう意味では、高度成長の過程で、農家や商店などにも問題が出てきているわけですね。このように都市は都市なりに、農家や商家ではそれなりに、問題が出てきている、それをどう考えていくか、ということだと思っています。

高橋 それがまさに婦人の問題にぶつかっていくわけですが、お話の上から、つぎに農村の問題を松原先生からうかがいたいと思います。

松原 農村の場合いちばん問題になるのは、生産と消費の分離だと思います。

専業農家についてみても、企業の生産にたつた生産をやらなければならぬ。そうすれば当然、消費生活と生産を分けて考えるようになってくるでしょうし、労働自身を商品として売らなければならぬという立場に立てば、生産と消費の場ははっきり分かれますので、そうした中で始めて、家庭というのは、それはどういふものなのか、ということが農村において問題になるわけです。ある意味では、今まで、とくに農村では、家庭の民主化なり、婦人の問題を論じるのに、産業基盤の変化の実態に立たずにやっていたんですが、現在では、そういうものの実態の上に立ってやらなければならぬ。同時に今は、家庭の全体が大きく変わりつつあるのに、社会教育にしましても、これに対応する仕方がないまま

に、むしろ放棄してしまっているというような傾向がみられます。そうして、婦人にだけ労働の重みがかかっているという状態じゃないでしょうか。

磯野 農村問題では必ず家族と嫁姑の問題が出てきますね。農村問題と家族関係の問題は別に考えなければならぬもので、農村経営の基盤そのものが変わらなければ、いくら「家族運営と嫁姑問題」なんていうテーマを持ち出しても、どうにもならない部分があるんです。ところが今始めて、農村にも、松原先生がおっしゃったように、家族の近代化ということが可能になる基盤が出来てきたということですね。

高橋 同時に方々がはつきりしてきたわけですね。

松原 ですから、都市と農村と分けて考える必要がなくなったわけです。子供が年寄りっ子になる、というような問題も、全く同じだと思います。

◆産業化に伴う人間関係の変化

* 寿命の延長と老人問題

磯野 先ほど、三十五歳第二人生論というお話が出ましたが、たしかに、こういう時代になると老後の問題がありますね。昔は五十歳の老婆といっていました。今では寿命が長くなりましたから、ただ長く生きるだけでは自分をもて余すだらうし、家族の負担にもなるということで、長生きするなら、あとの半分をど

うしたらいいかということとは、ほんとうに真剣な問題だと思えます。ただ、今、三十五歳くらいで不安になってきているお母さんたちは、その不安を、子供の入試問題なんかには、おっと打ち込んでいくわけです。もちろん入試問題には社会問題としての面がありますが、お母さんがあんなに夢中になるのは、一つには内部的な要求と非常によく合っているもので、そこが危険だという気がするのです。

松原 空虚になって不安になるということの中には、全くやるべきことがなくて不安になるということではなくて、豊富でありながら不安がついている。それを解消するために子供に期待をかけるという形になる。安定ムードの中に常に暗いものがくっついていてということなのです。

磯野 ことに老後と言いますと、昔は考える余地がなかったが、この頃は、個人個人で、老後どうしたらよいか、というところを、若い人が考え始めています。それと現在の老人問題とをどう関連させるかという問題があります。

家族の民主化で、いいにしろ悪いにしろ、一応親子関係の断層はなくなりまして、戦後の家族制度廃止に象徴された問題、特に老後の生き方に対する心構えがなかった人たちが、ずいぶん長く生きることがようになったという問題があります。

日本の場合、老後が長びいたということとは、家族制度のなごりが長く生きていくという形になるわけで、深刻な問題になり

ますね。

松原 ところが、ジャーナリスチックに取上げる場合、老人問題しか考えない、というところに問題があると思えます。老人の時代が長くなったことに対応して、老人の年齢層その他をもう少しきめこまかく分けて考えていかなければならないのじゃないかと思えます。もう一つは、まだ働ける初老期の段階で家庭に入らざるを得ないということなのです。子供の場合は少年期とか青年期とか細かく分けますが、老人の場合は、定年以上は老人という大ざっぱな考え方です。これを家庭の中でどう位置づけるかということをもう少し考えなければなりません。

高橋 結局、産業化、工業化といっても、これは社会の必然的なものゆきで、典型的な例として、イギリスなどでは、インダストリアリゼーションの結果として付随して起こる社会悪というものに対する政策が、工業化を追いかけながら進んできているわけです。

日本ではそれが、産業化はものすごいスピードで進んでいて、そこからおこる影響をまともに受けて、家庭というものがみくちやにされている。これに対する手当てが何もされていないのに、工業化だけが独走しているという感じがするのです。

松原 ヨーロッパでは六〇年、百年かけてきたものを、日本では二十年の間にやってしまったのですからね。

その場合、家庭における老人の位置ですが、昔は家庭の中で縦の役割としてしか現われていなかったのが、最近ではそういう役割が失われた、あるいは失われることを前提として、民主化が行なわれてきました。最近、夫が家庭に関心を持つようになつてきたことに伴って、横の役割分担ができてきました。老人のいるところがなくなつてしまつたわけですから、そこで、縦の世代間の役割分担が必ずやらないか。お嫁さんとお姑さんが、どっちがやるような、やらないような形で台所に入ってくるから、角突き合わせるので、やはり年齢に応じた役割分担があると思うのです。

*まず住宅問題から

松下 その点で、今までは、具体的な生活の場といえますか、そういう問題を考えないで、嫁姑とか、夫婦とか、子供とかの問題を考えていたが、日本の住宅構造とか、生活構造とかいうような具体的な問題をふまえて考えなければならぬと思います。まず日本の社会を暗くしているのは住宅問題だと思います。子供が家に寄りつかないといつても、家にいて勉強しろといつても、家に自分の部屋がないのに無理だと思えます。老人にしても、近くに公民館のようなものがあつて、週一回でも集まれる場所があれば、そこに通って時間を過ごすこともできます。昔はお寺詣りなどで老人は気持ちを発散できたし、地域社会は老人の心理的安

定感を与える場所を提供していました。そういう意味で、住宅構造とか、地域生活の構造のあり方を考えなければならぬのじゃないでしょうか。老人ホームなんか非常に残酷なものだと思えます。老人ホームを造つただけでは問題は解決しないのです。だから、団地などができる場合、老人が入れるような建物を造つて、子ども夫婦や孫たちと話し合えるような仕組みにする。また附属の幼稚園も造つて、おばあちゃんが子どもたちをみられるような構造を考えればよいと思います。

幼児の問題にしても、今までは託児所という職場付属のものだけを考へるが、実際問題として、職場の託児所には不便な点があるから、やはり地域託児所を考へて、有機的に、家庭内部の問題も、地域社会との関連で解決するということを考へなければなりません。そういう具体的な問題を放つておいて、人間関係をどうしましょうというだけでは、夫婦をいたわりつ、妻は夫をいたわりつ、という浪花節調になつてしまふ。(笑)

磯野 日本ではたしかに人間関係の面と環境の面がばらばらに離れてしまつていますね。この環境ではこの人間関係はどうなるか、この人間関係を保たせるにはどういう環境が必要か、という面が、それぞれ分化しすぎて関連がなくなつていくという気がするのです。

たしかに老人問題とか、託児所の問題

とか、住宅の問題、地域の構造など、非常に重要なことです。それと同時にもう一つ、人間関係についての意識の面で、表面的な近代化にもかかわらず、家族制度的な前提がかなり残っているのじゃないでしょうか。たとえば、老人は老人ホームに入れちゃかわいそうだということ、嫁姑の問題がすぐ出てくる。しかし、なにも老人と一緒に住むといつても、嫁と姑でなくてもいいわけです。英国の例を見ますと、娘とお母さん、お嫁さんとその母親というつながりが非常に多いということが、ロンドンの下町の調査に現われているのです。それで、住宅計画なんかでも、老人のいる場所と若夫婦のいる場所とセッとした家を建てて

います。去年英国に行ったとき、その後どうなったか聞いてみましたら、それ自身はいいが、たとえばそのお母さんが亡くなった場合に、そこから追い出すわけにもいかないし、その点に問題がある。それがよってたっている理論は大変いいが、家族構成に変化が起った時の措置がむずかしいということでした。そういう点はともかく、考え方は進んでいると思います。日本では今でも、若い人たちの間で、嫁姑の問題や、親は息子と住むのが自然だという考え方が強くありますが、家族制度を卒業したら、もうちょっと弾力性をもって考えられるのじゃないかと思ひますけれど。

松原 日本でも、亡くなった千葉県知事だった加能さんが団地を構成したときに、一階に老人を入れて、上に若夫婦を住まわせるという構想をしたが、実現しなかったということです。

磯野 普通の家でもそういうつもりになれば工夫の余地があると思います。松原 昭和二十八年、日本で被服費が戦前の水準に回復した。その次に第二次必需品が回復した。残るのは住宅ですが、とても手が出ない。だからレジャーのほうに走ることになる。

高橋 家庭が情緒的安定機能を果たしていないということになりますね。

松本 もう一つは、日本の婦人が、楽しむというところ、すぐレジャーにいつてしまふ。伝統的に市民的な社交性というものが欠けているからだと思います。サークル的なつきあひの中に、サロンの楽しみというふうなものがないという点があります。それからもう一つ、自分の趣味とか、職業技術とかいうものをちゃんともっていないという面もあると思います。働きに行くといつても、技術がなければ低賃金でしか雇われない。だから、婦人運動でも、今後は職業教育問題をもっと取り上げないかぎり、先程の三十五歳以後の問題も解決がつかないと思ひます。

松原 市民的社会性が確立されてないというのは、一つには住宅構造からくるもので、自分の家庭をサロンに解放できないという問題がありますね。地域に

公民館が少ないことも考える必要があると思ひます。

高橋 現在の団地なども構造から言えば非常に小さいもので、サロンになどとは、とてもお話しになりません。今東京では核家族がふえてきていますが、これは一つは、住宅の狭いことから来ていると思ひます。

*法律上の問題点
磯野 環境整備の問題では、住宅問題のほかにもう一つ、法律の面にも問題があります。戦後家族制度が廃止され、新民法になって、近代的な家族法だと弁護ばかりしてきましたが、考えてみると、産業化が進んで小家族が普通の状態になつてきますと、今の家族法とくに相続法などの不合理さが出てくると思ひます。

一応、家督相続がなくなつて、均分相続になつたといふことは進歩であつたかも知れませんが、子供のいない場合には殆ど夫の兄弟、姉妹は配偶者になる。この場合一応独立してちゃんとやっている夫の弟も相続権があるから、なかなか相続権を放棄しない。子供のいる場合は妻が殆ど子供が殆どを相続しますが、子供が成長して独立していても殆どは子供にいつてしまふ。今の法律の解釈では、子供には扶養の義務があるから、親は安心していなさといつても、子供に頼んで扶養してもらふのと、自分でやるのでは非常に違ふし、扶養の義務といふのは「ゆとりあらば助ける」といふことですから、不安

も伴うわけです。こういう面も、新しい経済的な基盤で考えなければならぬ点だと思ひます。それに核家族の理論からでも、また民法学者の解釈からいつても、独立した子供は、親に対しては、生活扶助の義務しかないといふことになります。

現在、サラリーに依存する家族がふえてきていますが、この辺も本気になつて考えなければならぬ点だと思ひます。

高橋 たとえば夫婦の財産にしても、夫名義のものは夫のもの、妻名義のものは妻のもの、ということと、果たして妻の地位は御安泰かといふと、よその国の法律と比べて、工業国における家族法としては、ちょっと問題が多いのじゃないかと思ひます。

松原 私は、新民法ができたときに、それと並行して社会体制を確立するといふ考え方が入つていたと思ひます。

磯野 そこまで考えていたかどうか疑問です。一つ非常に心外なのは、離婚の時には財産分与請求権がある。ところが仲よく暮らして夫が死んでしまつと、結局夫の財産だけが、相続の対象となる。これは不合理だと思ひます。それなんか正も不可能ではないと思ひます。

高橋 現在いろいろ事故が多くなつていますが、産業災害遺族補償などの場合、制度的にいつて、配偶者にいくといふことになつていますが、実際には、お

も伴うわけです。こういう面も、新しい経済的な基盤で考えなければならぬ点だと思ひます。それに核家族の理論からでも、また民法学者の解釈からいつても、独立した子供は、親に対しては、生活扶助の義務しかないといふことになります。

現在、サラリーに依存する家族がふえてきていますが、この辺も本気になつて考えなければならぬ点だと思ひます。

高橋 たとえば夫婦の財産にしても、夫名義のものは夫のもの、妻名義のものは妻のもの、ということと、果たして妻の地位は御安泰かといふと、よその国の法律と比べて、工業国における家族法としては、ちょっと問題が多いのじゃないかと思ひます。

私は、新民法ができたときに、それと並行して社会体制を確立するといふ考え方が入つていたと思ひます。

磯野 そこまで考えていたかどうか疑問です。一つ非常に心外なのは、離婚の時には財産分与請求権がある。ところが仲よく暮らして夫が死んでしまつと、結局夫の財産だけが、相続の対象となる。これは不合理だと思ひます。それなんか正も不可能ではないと思ひます。

高橋 現在いろいろ事故が多くなつていますが、産業災害遺族補償などの場合、制度的にいつて、配偶者にいくといふことになつていますが、実際には、お

も伴うわけです。こういう面も、新しい経済的な基盤で考えなければならぬ点だと思ひます。それに核家族の理論からでも、また民法学者の解釈からいつても、独立した子供は、親に対しては、生活扶助の義務しかないといふことになります。

現在、サラリーに依存する家族がふえてきていますが、この辺も本気になつて考えなければならぬ点だと思ひます。

高橋 たとえば夫婦の財産にしても、夫名義のものは夫のもの、妻名義のものは妻のもの、ということと、果たして妻の地位は御安泰かといふと、よその国の法律と比べて、工業国における家族法としては、ちょっと問題が多いのじゃないかと思ひます。

私は、新民法ができたときに、それと並行して社会体制を確立するといふ考え方が入つていたと思ひます。

磯野 そこまで考えていたかどうか疑問です。一つ非常に心外なのは、離婚の時には財産分与請求権がある。ところが仲よく暮らして夫が死んでしまつと、結局夫の財産だけが、相続の対象となる。これは不合理だと思ひます。それなんか正も不可能ではないと思ひます。

高橋 現在いろいろ事故が多くなつていますが、産業災害遺族補償などの場合、制度的にいつて、配偶者にいくといふことになつていますが、実際には、お

も伴うわけです。こういう面も、新しい経済的な基盤で考えなければならぬ点だと思ひます。それに核家族の理論からでも、また民法学者の解釈からいつても、独立した子供は、親に対しては、生活扶助の義務しかないといふことになります。

現在、サラリーに依存する家族がふえてきていますが、この辺も本気になつて考えなければならぬ点だと思ひます。

高橋 たとえば夫婦の財産にしても、夫名義のものは夫のもの、妻名義のものは妻のもの、ということと、果たして妻の地位は御安泰かといふと、よその国の法律と比べて、工業国における家族法としては、ちょっと問題が多いのじゃないかと思ひます。

嫁さんを追い出して、親子・兄弟でとるうとしたり、ということもあるのです。現在の制度は家族法にしても社会保障にしても、産業社会における家族の機能を保護するという点については、お粗末だという感じがするのですが、そういうことを、この週間に皆さんが考えてくださればいいと思います。

松下 その点、婦人のほうも安心しすぎていらないですか。夫が死んだ場合、農村とか商店では、今までの生産を保持できるが、サラリーマンの場合、とたんに二重構造の底辺に落ちてしまふ。まだその辺に対する配慮が欠けていると思います。婦人の労働問題にしても、学校の先生なんかは結婚しても働いていますが、大概の民間産業では結婚して子供でもできれば当然やめるというのが実情ですが、夫が死んだ場合どうするかということまではほとんど考えていない。だからもう少しライフサイクル（生活周期）というものをふまえて問題をたてないと、近視眼的になると思います。

◆婦人の役割の変化による諸問題

*産業化と婦人の社会的進出

松原 私、思うんですが、今年の婦人会議ではおそらく子どもの教育と消費の問題がいちばん出るのじゃないかと思うんですが。

松下 家族機能の変化の問題もたしかにあります。もう一つ大きな問題は、

たとえば農村では農閑期になると、みな出稼に出てしまつて、半年そこで働けば失業保険まで付く。そうしますと、家族機能の変化というのは、むしろ家族自体の崩壊ということになると思います。それから都市でも、共稼ぎ問題が出て、統計的に言いましても、ここ数年、主婦の内職労働とか、パートタイマーという形がふえています。これは団地などにも相当出てきていて、そういう問題から、共稼ぎと子どもの問題は今後さらに出てくるでしょう。

高橋 そういう傾向が圧倒的に数字の上ではふえておりますが、問題のとらえ方として、共稼ぎをするから非行少年が出るといふことが言われるので、そういうこともどういふふうにかえていくかというところが問題としてあると思います。

松原 最近農村を回ってみて、一番関心があるのは子供の問題です。というのは、農村の主婦が中年で勤めてみて、一番感じたことは学歴がないことが、いかに生活にひびくかということなんです。だから最低高等学校、できれば大学まで出さなければならぬというので、教育意識が高まっているのです。

高橋 国民経済は今後も止まることなく進むものだと思いますけれども、その中の婦人の役わりは――

松下 長い展望でみますと、日本の婦人は洋々たるものだと思います。というのは、学歴が非常に高くなっている。高

校進学率が男性と同じになっていきますから、この層が三千くらいになると、婦人の社会活動は相当幅広くなってくるのではないかと。それから若年労働者が非常に減っているから、必ず婦人の雇用率が高くなる。その場合、問題になるのは、やはり高い教育程度です。職場も拡大されるし、そうなる一番大きな問題は職業教育の不足ということになるでしょう。

この間、文部省で、余暇を何に使うかという調査をしたら、女性では、若い子ですら、お茶・お花の比重が一番高かったです。この辺を考慮してもいいかと、社会的、職業的に進出するチャンスは熟していながら、実際にはとり残されてしまふという問題があります。

高橋 先ほどライフサイクルの問題が出ましたが、中年以後もう一度職場に復帰するとうき、たしかに、職業訓練の問題が重要ですね。また社会の体制からいって、日本の労働市場は非常に閉鎖的で、終身雇用制であることが婦人の中年からの職場復帰をじゃましていいます。いえます。こういう慣行が産業化の進展で相当崩れていくとなると、婦人の職業訓練、技術習得ということが問題になってきます。結婚して子供が生まれたら家庭に入つて、ある時期がきたら、また働きに出ていけるというライフサイクルの考え方を確立するためには――

松原 この間も新産業都市の問題で、人口問題統計所の統計によると、昭和四

十年をピークとして、生産年齢人口は減っていくということです。岡山などは県内の生産年齢人口は現在九十万で、四十五年末には百五十万にしたいといふので、補充する人口がふえないとすれば、当然、婦人がもう一度職場に復帰するという問題が出てくると思います。

磯野 そうなれば、子供の問題もある点で明るい見通しがあるのではないでしようか。問題はお母さんが何をしているかということではなく、どのくらい子供に注意が向けられるかということ――

子供に対する接触の密度の問題だと思ひます。いま婦人問題を混乱させるのは、ある問題を考える場合、いろいろ必要な要素を関連させて考えないで、一つのことだけを強調していることです。だから、社会心理学者の子どもに対する考え方と、女権拡張論者の主張とが、ぜんぜんかみ合わないという結果になります。そうじゃなくて、子どもにはやはり母親が必要なのだということを、お母さんも、それからみんなも勉強して、ある一定の時期に、どうしても子どもに母親が必要なんだということになれば、職場の雇休が長くなるという形で、婦人の権利、あるいは子どもの権利として、獲得すればいいし、また職場に戻れるという条件ができれば、大分見通しが明るくなるのではないでしようか。こういう道がある、という形で出していけないと、現実の問題も、うですが、理論的にいってよくない、

＊環境の整備が必要

松下 その点では、高度成長の過程で、日本が生産投資を中心にして、工場は国際水準にいつているが、社会的投資がおくれている。この高度成長から家庭婦人はどういう恩恵を受けたかという点、例の三種の神器を抱えこむことだけだった。水ききんで水がないから、金のある人は井戸を掘るし、金のない人は夜中に洗濯する。工業化というのは、生活規模も工業化しなければならぬという点、日本は後進国的だということ。この点、未だに大新聞で身の上相談をやっている、専門家でもない人が、ただ表面的な印象なんかで、「こうしなさい」とか「結婚したらいいでしょう」などというのは、病人に素人がいいかげんな処方を出しているのと似たことがまかり通っているといえます。家庭裁判所のもう一つ手前で、家族問題の健康相談所というように、すぐかけこめるようなところ、も

っと家族全体を含めた相談室というよう
なものが必要だと思ひます。結婚相談所
にしても、ただ縁組みを目的とするところ
ではなくて、本職のカウンセラーがい
るようなものが必要だと思ひます。

日本では、カウンセラーを養成するこ
ころもないという遅れ方で、この点では
低開発国より遅れているのじゃないかと
思ひます。正式に訓練を受けたカウンセ
ラーとかケースワーカーというようなも
のは、産業化に伴って、家族全体の精神
上の安定——ノイローゼをなくすため
も、公衆衛生的な意味でも必要だと思ひ
ます。

松原 産業化に伴って、それに並行し
て、市民化のようなものが必要だと思ひ
ます。追いついていけないのじゃないか
というの、内に対する現われとして
は、家そのものにみんなが復帰するよう
になっても、家の中では個人が確立され
ていないという問題があります。外では
夫の女性化に対して抵抗があるし、家に
帰れば、いつも奥さんや子どもと顔を突
き合せているのでは、ほっとするとこ
ろがない。子供について言えば、家その
ものには鍵がかかるが、子どもの部屋に
は鍵がかからないというのが現状です。

磯野 一つの原因は、家族の近代化に
伴って出てくる問題に対して、昔の考え
方が甘かった。今にして思えば、これ
が大問題だったわけです。ですから、今
からでも急速にそういう点を強化してい

く必要があると思ひます。

松原 ただ一家団らんすることが近代
化であるというイメージしかなかった。

高橋 社会的にいろいろな手当てが要
るということ忘れて、内部的に処理し
ようとして、民主的という心掛けでやれ
ばいいということだけでやってきたよう
に思ひます。

磯野 あまり理想的な形で考えてしま
うと思ひます。息抜きがなくなってしまう
か、むしろ家庭の重要な機能として、み
んながくつろげるということ、安心して
けんかができる、そのけんかをいかに巧
く処理するかという考え方でやるのがい
いと思ひます。

◆産業化に婦人はどう対処するか

高橋 今までのお話し合いをまとめさ
せていただきますと、現在、日本の社会
で進行している産業化は、かつてヨーロ
ッパなどでみられたような、市民階級の
勃興と相伴った、きわめて自然発生的
発展ではなくて、強制的にあるいは政策
的、人為的に進められていくものである。
だから世論によってどうにも向けられ
るはずである。それを皆が少しはやり
していたのではないか。ここで産業化と
いうものについてもう一度、そういう観
点から考え直そう、ということになりま
しょうか。

そこで産業化というものは、不可避な
動きとして、どうすることもできないも

のなか、あるいは調整できるもののなか
か。産業化はどうしようもないから、家
庭のほうは専ら自衛すると思ひます。ど
ちらでしょう。

松原 ヨーロッパでも産業化に伴う矛
盾は、長い過程を辿ってきましたが、そ
の裏側に、十九世紀の思想化があつて、
民主主義の発展過程で、社会保障が確立
されましたが、日本の場合には急激な変
化で一度に問題が出てきたから、戸惑っ
ている。だから産業化のやり方をもう少し
考える必要があるのじゃないですか。

婦人もそういう問題に伴うイメージをは
っきり持たなければならぬ。戦後考え
てきたような新法的な一種のパラ色の
家庭というだけではいけないので、何が
起きるかということをもふまえて問題を立
て直す必要があると思ひます。

磯野 婦人として、社会的にいっても
職業に就くだけで安心してはいられませ
ん。英国では、家庭を保護する法律は、
婦人団体などの圧力で、自分たちの力で
獲得してきたということが非常にほっき
りしていると思ひました。日本でも、も
っと自分たちでよくしていけるのだとい
う自信をもって、もっと立法の面を、自
分の家庭を守るには、どういう社会的な
道具立てが必要かということを考えて、
どんどんそれを要求するという役割をも
っていいと思ひます。

松原 今までの婦人運動は被害者意識
から出発していましたが、五、六年前に

専制論が出たところから、だんだんそ
れがなくなってきた。最近ではむしろ男性
のほうに被害者意識があります。だから
もっと自信をもって問題を積極的に取り
組んでいきたいと思います。

磯野 今までの婦人問題の扱い方は、啓
蒙的な、新しい姿勢を知らせるという形
でできたと思ひますが、これからはその会
議の中から、もう少し、あおしてはじ
い、こうしてほしいという要求が出てく
るような形に発展していかなければならぬ
と、まったく世論として表現されたいと思ひ
ます。

高橋 今まではどちらかといひますと
私も引っぱるというのか、ここに新し
い価値があるとか、理論があるとか、何
か新しいアイデアを出してきましたが、
今は、一般の家庭の婦人も、何が世
の中が変ってきている、家庭の中も変っ
てきた、ということを感じていると思ひ
ます。ただ、その核心が産業化というも
のであるというところまでは考えていな
いのではないかと思ひます。今度の会議
では、その点がある程度は、きり認識し
ていただくといいかと思ひます。一つの目的でも
あると思ひます。

本日は、御多忙のところを長時間、豊
富なお話をうかがわせていただきました。ま
たありがとうございます。

第一六回婦人週間について

第一六回婦人週間実施要綱

一 趣 旨

婦人週間は、婦人の地位向上のための特別運動として設けられたもので、わが国婦人の最初の参政権行使の日である四月一〇日から一週間、全国的に行なっています。この週間の実施にあたって、労働省では、例年、特定のテーマを選んで運動をすすめています。近年は、「変動する社会における婦人の役わり」という観点からテーマを設定しており、今年も下記によって、第一六回の運動を実施します。

二 目 標

近年のわが国社会の近代化に伴って、家族生活にも著しい変化が見られます。とくに、急速な工業化の進展は、社会の基本的な単位としての家庭にもいろいろな影響を与え、そこからあらたに多様な問題が発生してきています。このような変動の中において、家庭の機能をすこやかに保つために婦人の力をどのように生かすかということは、婦人の当面する重要な課題であるといえましょう。

すなわち、婦人が、社会の動きと家庭生活の変化とのつながりについて認識を深め、弾力性をもって個々の家庭の管理

にあたるとともに、さらに広い視野に立って、それぞれの立場から日本の家庭の問題をとりあげ、人びとのいこの場、明日への活力をつちかう場であり、ひいては人類文化の源泉である家庭のもつ機能を、社会の発展とともに育てていくことが、今日の婦人に期待される大きな役わりであると考えられます。

ここに、「産業社会の進展の中での家庭」という観点から、あらたに家庭の問題を見なおし、婦人が果たすべき役わりについて検討することを、第一六回婦人週間のねらいとします。

三 テーマ

現代社会における家庭の役わり

——産業化と家庭の問題——

四 運動の重点

(1) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(子どもをめぐる問題、共働きぎの家庭の問題、主婦農家の問題、余暇の問題、人手不足の問題、など)

(2) 社会の動きに対応して弾力性をもって家庭の管理にあたる。

(生活時間、生活様式、子女の教育、消費生活、交際、など)

(3) 家庭の意義について認識を深める
(個人的な面として——愛情の充足の場、いこの場、衣・食・住の

充足の場、子女の人格形成の場、二 名 称
老幼者の保護の場、など
社会的な面として——次の世代の
育成の場、労働力の再生産の場、
国民性の形成の場、など)

(4) 婦人が果たすべき役わりについて
検討する。

(主婦として、子どもの養育者として、
生産者として、地域社会の一
員として、世論形成者として)

五 期 間

昭和三十九年四月一〇日～一六日

六 主 唱

労働省

協力依頼する機関・団体
関係官公庁、婦人団体、青年団体、労働団体、経営者団体、社会福祉団体、文化団体、報道機関、その他

八 実施事項

第一二回全国婦人会議（日本放送協会共催）
地方婦人会議
大会、その他地方の実情に応じた行事
資料の作成、配布
機関誌（紙）による周知徹底
報道機関による広報活動
その他

第一二回全国婦人会議開催要領

一 趣 旨

婦人週間の趣旨を広く一般に浸透させるとともに婦人の自覚と自主的な生活意欲をたかめるために開催する。

第二二回全国婦人会議
三 主 題
「今日における家庭の役割
——産業社会の進展の中で——」

四 主 催
労働省、日本放送協会

五 期 日

昭和三十九年四月一四日（火）～一七日（金）

六 開催場所

東京（産経会館・虎ノ門共済会館・NHKホール）

七 会議の構成

部会と総会とによって構成され、全国より公募した六〇名の婦人と数名の助言者によって討議が行なわれる。

八 会議員の選定

全国より公募し中央に選考委員会を設け書類審査により各都道府県より一名以上を選定する。

九 その他

(1) 会議開催費及び会議員の旅費・滞在費は主催者の負担とする。

(2) 会議は公開とする。

一〇 選考委員（印は委員長）

東京大学総長 大河内一男
日本女子大学講師 磯野富士子

東京大学教授 日高六郎

評論家 古谷綱正

東京学芸大学助教授 松原治郎

（主催者側委員）

日本放送協会教育局長 長浜道夫 労働省婦人少年局長 谷野せつ
日本放送協会教宣部長 川原正人 労働大臣官房長 和田勝美

第一六回婦人週間実施のしおり

一 婦人週間設定の趣旨

婦人の地位向上をはかるためには、婦人自身および社会一般が不断の努力を重ねると共に、一定期間を設けて強力な運動を展開することが必要であると考えられますので、労働省では昭和二十四年から「婦人週間」を設けて、婦人の地位向上のための特別活動を行なっています。

期間としては、四月一〇日に始まる一週間を選びましたが、この四月一〇日は、昭和二十一年の第二回衆議院議員選挙で、日本婦人が初めて参政権を行使した記念すべき日です。この日こそ、先覚的な婦人たちの長年の希望が達成された日であり、日本が近代国家としての出発を門外に示した日であるということができましよう。当時、婦人団体の間には、四月一〇日を国の祝祭日に加えたという運動も行なわれました。労働省では、婦人の地位を高めるための特別活動の期間として、この意義ある四月一〇日に始まる一週間を選んだわけです。

二 婦人週間の経過

(一) テーマについて

労働省では、例年の婦人週間にあたって、特定の課題を選んで、運動をすすめるうえのテーマとしています。第一回から第七回までは、意識の面の向上、実力の涵養等、婦人自身の成長ということに重点をおいてテーマを定めました。第八回からは、一歩すすめて「社会の進歩発展に婦人が貢献すること」を、テーマを設定するうえの基本的な態度にしています。これは、社会の変動に伴って、婦人の生活も、その役わりも変化し、さらに各方面の、婦人に対する期待もますます増大してきていますので、婦人がその期待にこたえて、それぞれの力を役立てることが、今日の社会に生きる婦人としての責任であり、同時に、婦人の地位を高めるためにきわめて大切な要素であると考えられるからです。さらに、第一〇回までの婦人週間には、婦人の地位向上のために必要と考えられる問題を、主として封建的なものの排除という観点から段階的にとりあげ、日本社会の近代化を進めるという立場からテーマを選んできました。しかし、第二一回婦人週間からは、近代化によって起こる問題にも目を向けて、日本社会の近代化に伴う変化に、婦人がどのように対処したらよいか、という観点から、テーマを選定する

方針をとっています。

そこで本年も、前年に引きつづき「変化する社会における婦人の役わり」という観点からテーマを設定しました。

(二) 行事の運営について

婦人週間には、例年関係官公庁はもとより、民間の婦人団体、青年団体、労働組合、報道機関などの協力によって、全国的に多彩な行事が展開されますが、すでに一〇数回にわたる実施によって、婦人週間の意義はひろく一般に認識され、各機関が年例行事としてそれぞれの立場で実施されるようになってきています。労働省では主唱機関として、本週間のテーマや運動の重点を明らかにして各機関に協力を依頼していますが、協力機関で実施される行事の運営については、各機関の機能に応じて自主的にすすめられることを期待しています。

三 第一六回婦人週間のテーマ

第一六回婦人週間のテーマとしては、日本社会の近代化——とくに急速な産業化の進展に伴って、著しい変化を見ている「家庭」の問題をとりあげました。

すなわち、産業化の進展との関連において、あらたな観点から家庭の問題を見なおし、婦人が果たすべき役わりについて検討することをねらいとして、運動を展開することにしました。なお本年は、スローガンをかけず、課題提起のような意味あいでのテーマのみを打ち出すことに

しました。

・テーマ 現代社会における家庭の役わり

——産業化と家庭の問題——
つきに、このテーマについての労働省の観点を述べます。

前にも述べたように、本週間は「産業化との関連」というあらたな観点から「家庭」の問題をとりあげるものです。

(一) 「家庭」の機能と意義

家庭の形態は、時代や国の相違、あるいは階級や職業の相違によって、かなり異なっており、またその機能も、社会の発展に伴って大きく変化するものです。

そして一般に、近代社会においては、いわゆる近代家族というものが普遍化して伝統的な家族の機能の多くは、外部の社会に吸収され、家族構成も単純化していくものと見られます。しかし、家族員の情緒的安定、子どもの人格形成というような人格的機能は、近代化がどれほど進んだ社会でも、家庭のもつ基本的な機能として受け継がれていくものと考えられています。そして家庭は、人びとのいのちの場、明日への活力をつちかう場として個人の幸福を左右するばかりでなく、社会の基本的単位として、ひいては人類文化の源泉として、社会の進歩発展を決定する重要な意義と機能をもつものである。

(二) 産業化の進展

わが国社会の近年における変遷は著

しく、とくに、産業化の進展にはめざましいものがあります。すなわち、近年の経済成長に伴って、長年にわたって優位を占めていた農業にかわって、化学工業、電気機械器具工業、自動車工業などの新しい産業を含む第二次産業が、急激に伸びているばかりでなく、商業、運輸業、サービス業などの第三次産業も、著しい発展を見えています。技術革新も急速に進み、生産力が増大して、商品の大量生産が行なわれ、販路も拡大してきています。また、マス・コミの発達もめざましく、文化や娯楽も、商業化され、大衆化されて、多くの人々が享受できるようになりました。

このような産業構造の変化は、農業人口の減少、第二次・第三次産業の雇用者の増加という、人口構造の変化をもたらした、都市への人口集中が急激に進み、また、人手不足——とくに若年労働力については、「売り手市場」といわれるような現象を招いています。さらに、多様な消費物資のはんらん、輸送や交通のスピード化、大衆文化の普及などにも、めざましいものがあります。なおまた、他産業における機械化の進展、生産組織の合理化などは農村にも浸透し、農業労働の機械化や農業経営の近代化が進められると共に人々の意識や生活様式も都市化して、古い家族主義的なものから、個人主義的なものへと変化する傾向が見られます。このように、産業化の影響は経済生

活のみでなく、ひろく生活文化の領域にもおよび、また、地域的にも都市、農村の別なく浸透して、日本社会の構造は、「農業社会」のそれから「産業社会」のそれへと、急速な変化を示しています。

三 産業化の家庭に及ぼす影響

社会の構造的な変化は、社会の基本的な単位としての家庭にも、いろいろの影響を与え、そこからあらたに多様な問題が発生してきています。例えば、勤労者世帯の増加は、家族構成の単純化、小家族化という現象をもたらし、商品の大量生産は、家庭の消費生活や生活様式にも大きな変革を与えています。電化製品や既製品、あるいはインスタント食品などが出回って、家事労働が軽減され、余暇を持つ主婦がふえてきました。また、マス・コミの普及によって、生活意識や行動様式の面にも、地域的な差や階層間の開きが少なくなっています。全体として見れば、家庭生活は豊かに、便利になつてきているといえます。

しかし一方では、生活があらたに、のびやかさや、ゆとりが薄れ、また、新しい問題の発生も見えています。都市においては、例えば、共働き家庭の増加が見られ、乳幼児の保育や、地域生活における隣人間の人間関係などが問題視されています。また、人口の集中は、交通や住居の環境にも影響をもたらすし、子どもの保護や教育問題、老人問題

にまで発展する要因ともなっています。そのほか、組織や企業の巨大化・近代化に伴う人事交流は、住宅問題や入学難などとの関連で、場合によっては、転勤者に不自然な別居生活を余儀なくさせるという事例も生み出しています。なおまた

人手不足によって、商店など自営業世帯の主婦の過労が問題になると共に、家事使用人や商店などのサービスに依存していた家庭の、生活様式の改善や、家事の運び方の工夫がもたらわれています。

一方、農村においても、男子労働力の他産業への流動が著しく、農業労働は、婦人に依存する比重が大きくなってきており、いわゆる主婦農家が急激に増加すると共に、全般的な人手不足によって、専業農家においても、農事に関する婦人の責任や負担が、大きくなってきています。このことは、主婦の営農面への積極的な参加によって、家庭における地位が高くなるという望ましい面ももたらしています。同時に、主婦の過重労働を招き、これに伴う農婦病の増加が問題視されています。また、男子の他産業への就業には、近代的な生活様式や都市労働者との接触によって意識が変革されるとい

うプラスの面も見られますが、家族の中に通勤者を持つことによって、生活が複雑になり、家庭管理がむずかしくなるとい

四 産業化と家庭の問題——今日の婦人の役わり

このように例示から見ると、産業化の進展は、家庭の機能をすこやかに保つうえに、障害になるものを含んでいるように見られます。しかし、産業化は、社会の進歩に伴う避けられない趨勢として、世界的に、かつ、体制の相違を越えて共通に見られるものであり、また、産業化自体は、社会の繁栄、国民生活の向上という点から見て、歓迎すべきことといわなければなりません。わが国の場合は、この数年間に、「行き過ぎ」とさえ見られるほどの高度の進展を示したために、その変動の波が、家庭内に、あるいは家庭をとりまく地域社会に急激に押し寄せ、そこに発生した諸問題に適切に対処する姿勢が、家庭の側に整えられてい

ない問題の発生も見えているようです。なおまた、都市近郊農村への工場進出は、主婦の労働力をも吸収し、子どもの養育や家事労働など、家庭の機能が阻害されるという事態も起きています。

さらに、新産業都市の造成は、農村地帯の急激な都市化を意味し、農村社会に残る前近代的なものとの間に、まさつや混乱が起ることも予想されます。

なお、都市、農村を通じて、全般的に家庭生活の内容は向上してきましたが、販売競争やマス・コミの攻勢などに刺激され、人々の心に、つねに不充足感がつきまとうという面も見られます。

ないために困惑が大きいと見ることができましよう。また、社会の側も、産業化を進めることに急ぐ、そのために影響をうける家庭に対する配慮が十分でなかったといえましよう。例えば、住宅、交通、清掃、上・下水道、あるいは保育所、児童遊園、養老院などの厚生・福祉施設や文化教養娯楽関係の施設など、生活の社会的基盤となる公共的な設備が、産業化の進展に伴って整えられているとはいえないようです。

ヨーロッパの国々では、早くから工業化、産業化が進められましたが、一九世紀の年代には、産業の開発、工場建設というような計画の中に、人間尊重の施策を有機的に織り込むことができず、これを分離し対立的なものと考えるという悲しむべき近代化の様相が見られました。しかし、二〇世紀の今日では「国民の福祉のための手段として産業化を進める」という考え方が積極的に打ち出され、先進的な国々では、産業化の進展に即応して国の施策にも転換が行なわれ、家庭生活の安定を図るような「家庭福祉対策」というものが明確に打ち出され、ゆきとどいた方策の実現を見えています。

わが国では、前にもふれたように、きわめて急速に産業化が進展したことに起因する、いろいろな新しい問題に対して、家庭の側にも、社会の側にも、十分な対策が考えられておらず、しかも一部には前近代的な古いものが残っていて、家庭

の内外に、さまざまな混乱やまさつが生じ、家庭の大切な機能がそなわれがちです。

このように見ると、産業化と家庭をめぐめる問題について、あらたな視点から検討を加え、家庭の機能をすこやかに保つために、婦人の力をどのように生かすかということは、婦人の当面する重要な課題であるといえましよう。

すなわち、婦人が、社会の動きと家庭生活の変化とのつながりについて認識を深め、弾力性をもって個々の家庭の管理にあたると共に、さらに広い視野に立つて、それぞれの立場から日本の家庭の問題をとりあげ、家庭のもつ尊い機能を、社会の発展と共に育てていくことが、今日の婦人に期待される大きな役わりであると考えられます。

ここに、「産業社会の進展の中での家庭」という観点から、あらたに家庭の問題を見なおし、婦人が果たすべき役わりについて検討することを第一六回婦人週間のねらいとします。

四 運動の重点

労働省では主唱機関として、会議等の行事の開催、資料の作成配布等によって前述のテーマに沿った運動をすすめますが、啓発活動の重点とするところはつぎの諸点です。

(一) 今日の家庭の諸問題について認識を深める

前に述べたように、今日、婦人の当面している機能意識は、将来も変わることなく継承されていくものと考えられます。さらに、家庭のもつ人間的な安定作用はむしろ、一層強く求められるともいえます。ここに、つぎのような家庭の役わりについて認識を深めるよう、関心を喚起するものです。

・子どもをめぐめる問題 ・共かせぎの家庭の問題 ・主婦農家の問題 ・余暇の問題 ・人手不足の問題 など

(二) 社会の動きに対応して弾力性をもつて家庭の管理にあたる

家庭の管理のしかたは、個々の家庭の家族構成や職業などに応じて、独自にきめられるべきものであり、同時にまた、万古不変のものではなく、社会生活の変化に対応して、当然に変わっていく性格のものであると考えられますので、とくに変化の激しい今日においては、在来の固定観念にとらわれず、弾力的に家庭管理にあたることが大切でしょう。とくにつぎのような点について、このことを強調します。

・生活時間 ・生活様式 ・子女の教育 ・消費生活 ・交際 など

(三) 家庭の意義について認識を深める

産業化の進展と共に、生産と消費の分離が進み、家族構成も大家族から小家族へと分化するに従い、家庭の機能も、農業社会のそれとは、大きく相違してきています。しかし、家庭の本来的に持つて

いる機能意識は、将来も変わることなく継承されていくものと考えられます。さらに、家庭のもつ人間的な安定作用はむしろ、一層強く求められるともいえます。ここに、つぎのような家庭の役わりについて認識を深めるよう、関心を喚起するものです。

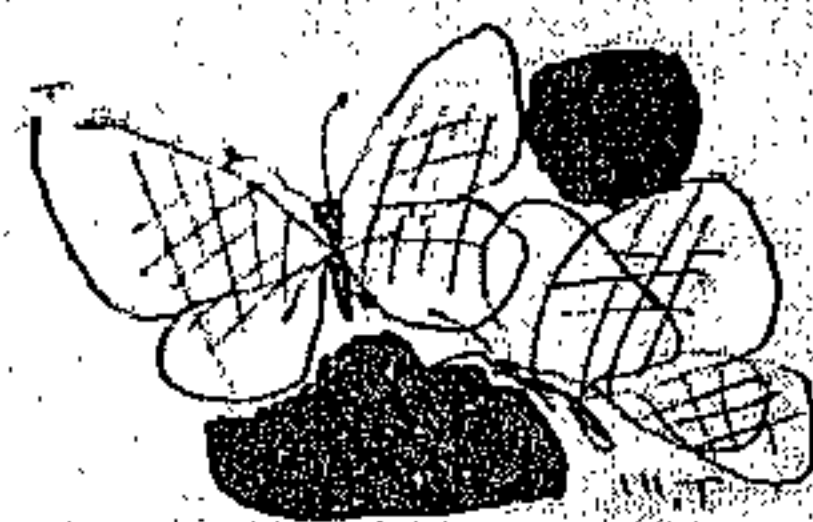
個人的な面として――、愛情の充足の場、いとの場、衣食住の充足の場、子女の人格形成の場、老幼者の保護の場 など

社会的な面として――、次の世代の育成の場、労働力の再生産の場、国民性の形成の場 など

四 婦人の果たすべき役わりについて検討する

家庭の機能をすこやかに保つための努力は、もとより婦人にのみ期待されるものではありませんが、婦人の地位をさらに高めるために、婦人がその役わりを通して社会の進歩発展に貢献することを前提としてテーマを設定し、運動をすすめるようとする婦人週間にあたりては、個々の家庭ばかりでなく、日本の家庭全体のすこやかな成長のために、婦人がそれぞれの役わりを十分に果たすことをとくに期待するものです。

・主婦として ・子どもの養育者として ・生産者として ・地域社会の一員として ・世論形成者として



科学者の見た

「家庭像」の構造

特別寄稿

成瀬 政男

一 緒 言

技能の世界を勉強するときに、筆者は技能をモデルで表わし、これによって、技能それ自身をしらべていった。さらに、技能に関連して、各種の項目と技能との関係をしらべていった。このようにしてみたところが、技能それ自身もよくわかり、またそれに関連している諸項目の位置もわかってきた。特に、右の諸項目が有機的に組みあっている様子もわかってきたし、なお、それら諸項目の過去・現在・未来への展望も利くようになってきた。その諸項目のなかに「家庭」というものが現われてきた。しかもこの家庭が、ひととき大きな位置をしめていることもわかってきた。それで見方をかえろと、筆者のつくった右のモデルは、家庭をしめすモデルだといっても差支えないことが知られてきた。よって筆者は、このモデルを「家庭像」と名づけてみた。以下、その考えの過程と、それによってできあがった実際の「家庭

像」の形をしめし、あわせてそれを応用して、家庭の諸問題を整理する手がかりの一端にも言いおよぶことにする。

二 エネルギーの場

最初に筆者は、このような家庭像は、一体、どんな「場」におかれるのであるのかと考えた。端的にいうと、家庭はエネルギーの充満している「場」におかれていたものであり、したがって家庭は、その場のもっているエネルギーをうけて、たえず成長するものと考えた。

この理由は、家庭というものは、遠い過去の時代から成長してきて、ついに現代のこのような立派なものにまで育ってきたからであり、また、これからもさらに立派なものに成長していくものと考えたからである。一般に物が成長するにはエネルギーが必要である。よって家庭は、これまでに、右にのべたエネルギーをうけて成長してきたものと考ええる。このゆえに家庭はエネルギーの場におかれ、その場の持つエネ

ルギーをうけて、現代まで成長してきたものと考えた。遠い将来はいざ知らず、近い将来もまた同様であると考えたのである。

このようなエネルギーの場を、どのように図示することができるか、筆者は、これを上向きに矢をつけた直線の群であらわすことにした(第1図参照)。このような場をかりに、「エネルギーの場」と名づける。

三 幸福念願軸

「エネルギーの場」において、人類はたえず成長をつづけて、現在まできた。そこで、人類に、まず、みずからを、どこまでも成長させようとする念願が存在しているものと考ええる。この状態は過去もそうであつたし、現在もそうであり、将来もまたそうであると考ええる。つまり人類には、過去より現在に、また将来にわたって、「エネルギーの場」において、人類自身を無限に成長させようと、こい願っている念願が存在しているものと考ええる。筆者はこの念願を図に示して、これを一本の垂直の軸であらわした。そしてこの軸を「幸福念願軸」と名づけた。

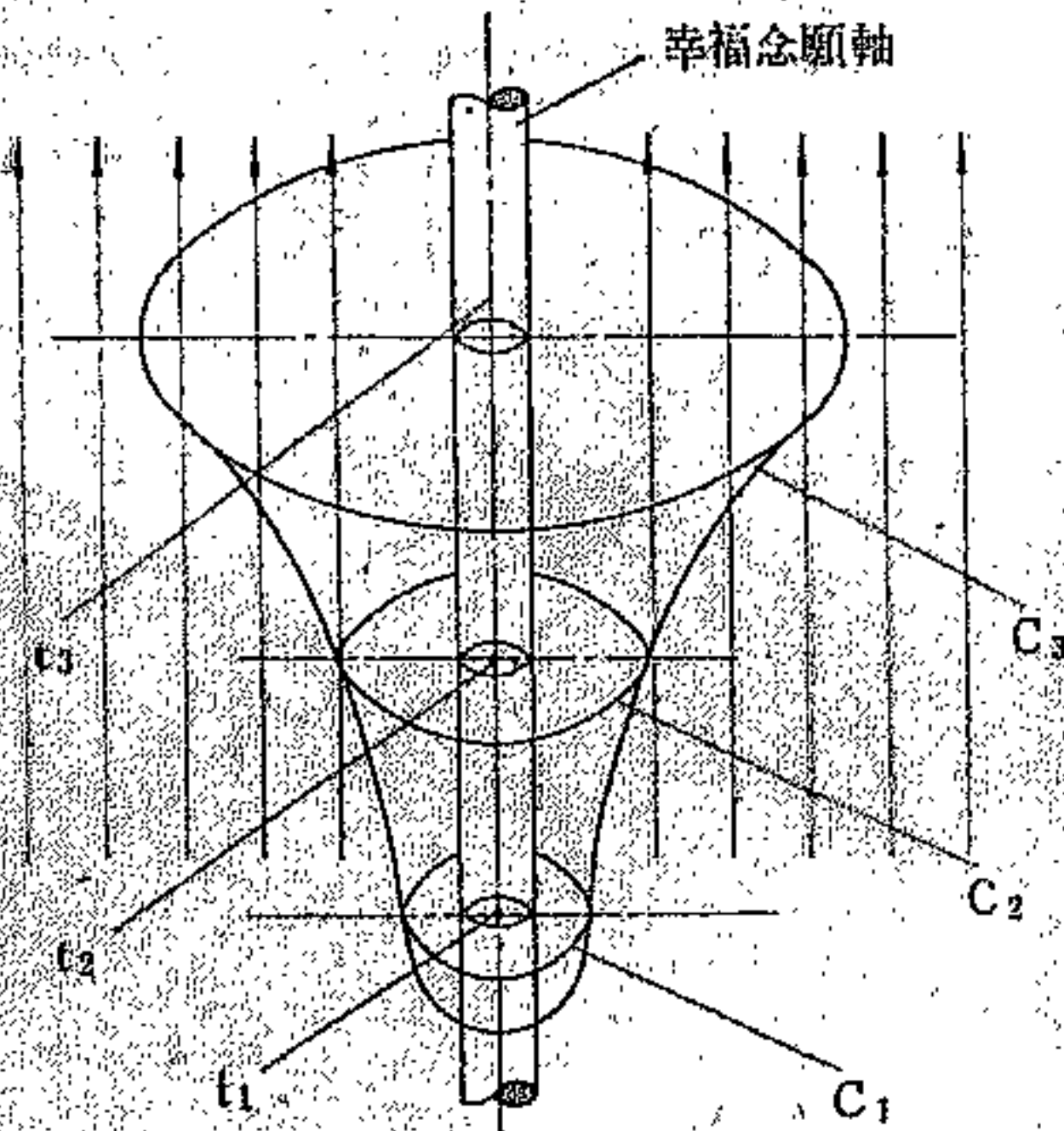
人類がその幸福を念願する心は、過去も、現在も、また将来にわたっても、同じであると考えられるし、またその念願の度が無限に強いと考えられるので、この軸は、過去・現在および将来にわたって、同じ太さの一本の軸で図示され、その図示されている軸にふくまれる念願は、無限大の大きさであると考えられる。この「幸福念願軸」は、もちろん、「エネルギーの場」に存在する。であるから、この軸は、上向きの

矢の直線群の中に存在している(第1図参照)。

四 家庭の幸福度

歴史の時を t であらわす。遠い昔の時を t_1 とする。そのころに人類は、家庭生活をはじめた。素朴ばかりではない。たえず危険にさらされ、おびやかされているものであった。風雪・寒暑・病気にさらされ、他の生物とも戦わなければならなかった。衣・食・住をうることは容易なことではなかった。その生活はいつも幸福だとはいわれなかった。

筆者はこのころ、つまり太古の人類の家庭生活の幸福度を、円の大きさを表わすことにした。よって、この円はそれほど大きいものではない。第1図に示すように、幸福念願軸の中心線に、その中心をもつ円 c_1 であらわす。これはむろん、時の t_1 に対応するものである。



第1図 「家庭生活の幸福度」および「家庭生活の幸福体」
(矢をつけた直線群は「エネルギー」の場合)

歴史が進んで中世になったときの t を、 t_2 で表わす。 t_2 における家庭生活の幸福度を、円 c_2 で表わす。このころの、われわれの生活の幸福度は、太古 t_1 の時代よりも大きくなってきた。よって円 c_2 は、 c_1 より大きい円で表わされる。

近代という歴史の時、 t を、 t_3 とする。その家庭生活の幸福度を円 c_3 とする。 c_3 は c_2 に比し c_1 より大きい円になる。これもまた第1図に示すとおりである。いま、これらの円 c_1 、 c_2 、 c_3 の諸円を包む空間体をつくれれば、これは、じょうご形、または朝顔の花の形をした立体になる。この立体は家庭生活の幸福度を、歴史の過程、ないし時 t において示すものである。これを「家庭生活の幸福体」と名づける。

五 科学・技術・技能の縄

一方において技能というものを考えてみる。

技能は人類の発生とともに存在していた。いままでの四本の足の移動から二本の足の移動に進化し、あいている残りの二本の手が自由になったときに、人類はこの二本の手を主体とし、これに五体の動作を加えて物をひろい、物をもちはこび、物を作り、外敵を防ぎ、自分たちの幸福を守ってきた。歴史の時 t が進むと、技能に技術が加わってきた。さらに近代になり、紀元の前後におよぶと、これらに科学が加わってきた。そして現代のこの時代のように、科学・技術・技能の時代を出現するにいたった。

科学と技術と技能とは、たがいに相より相助けあって時とともに発展していく。さ

らにその発展していく様子を精細にみるときはそこに創意工夫がある。また、教育・訓練がある。これらの創意工夫と、教育・訓練との合力によって、科学・技術・技能は加速度的に発展し、増大していく。

筆者はこの様子を表わすのに、科学と技術と技能と、さらに創意工夫と教育・訓練の五つのものを素材とし、これらをたがいに、より合わせてつくった縄をつくり、このものによって以上の諸要素と、その合成によって成長する様を表わすことにした。したがってこの縄は、 t_1 という遠い過去の時代においては、その太さは細く、 t_2 という中世においてやや太く、 t_3 という現代の時に於いて最も太い。第2図に示すとおりの縄を「科学・技術・技能の縄」と名づけた。

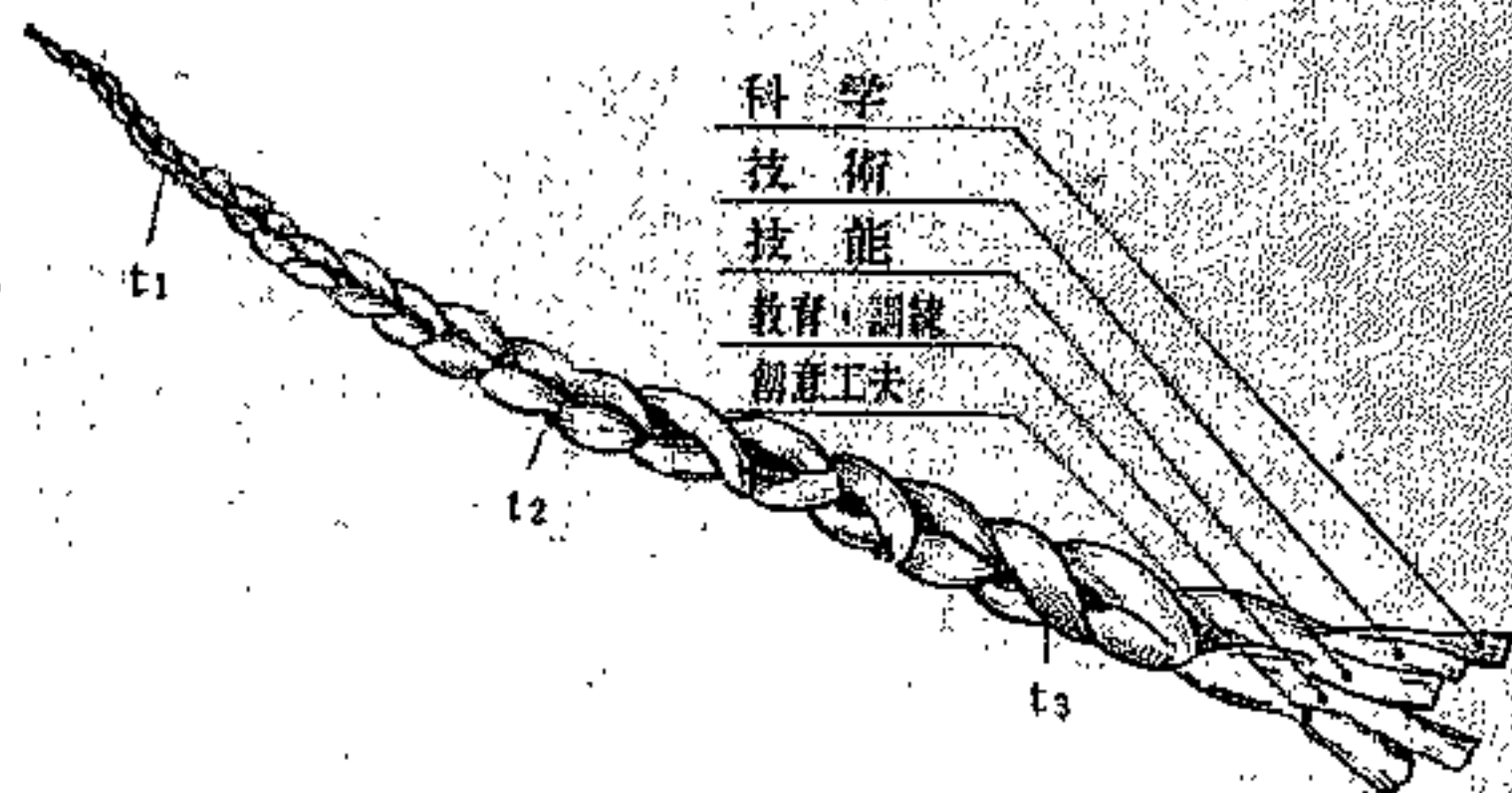
六 「家庭生活の幸福体」と「科学・技術・技能の縄」との関係

さきにのべた「家庭生活の幸福体」は、すなわち時の関数である。つまり太古 t_1 の時においては幸福体の経は小さく、 t_2 の中世にやや大きく、 t_3 の近代に最も大きい。また、いまのべた「科学・技術・技能の縄」も同様に、 t_1 の関数である。すなわち、 t_1 のときに細く、 t_2 のときにやや太く、 t_3 の現代に最も太い。よって、 t_2 、 t_3 というそれぞれの時を仲介物として、「家庭生活の幸福体」と、「科学・技術・技能の縄」とを関係づけることができる。第3図にみるとおりである。

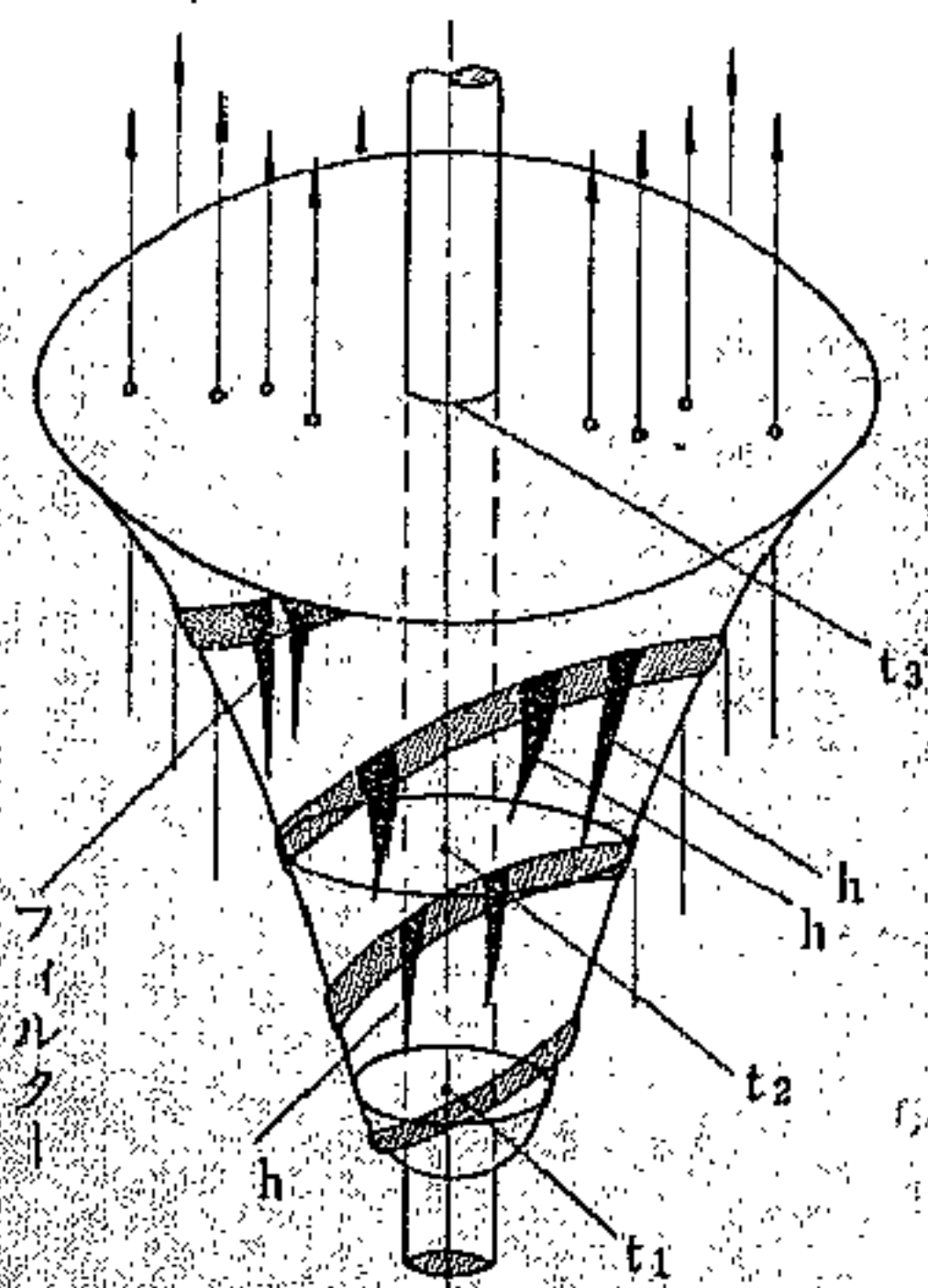
ただしこのとき、「科学・技術・技能の縄」

を「家庭生活の幸福体」にまきつけるに、は、まきつけさせる力が必要である。この力は「エネルギーの場」よりくるものとする。すなわち、われわれの生活を、よりよく育てあげようとするエネルギーの作用をうけて、「科学・技術・技能の縄」が、「家庭生活の幸福体」にまきつけられるものとする。そして、科学・技術・技能は、その成果を、「家庭生活の幸福体」に浸透させていき、これによって幸福体の幸福を増していくものとする。

別にわれわれは、「家庭生活の幸福体」の表面全体に、物を濾すときに使う濾過紙すなわちフィルターを設定する。このフィルターに、つぎのような役目を与える。すなわち、科学・技術・技能の成果をうけて、幸福体がその幸福度をますに当たり、真に家庭生活



第2図 「科学・技術・技能の縄」



第3図 「家庭生活の幸福体」と「科学・技術・技能の縄」との関係

の幸福になる科学・技術・技能の成果ならば吸収する。幸福体の幸福にならない成果は、そのままに残しておく。このような役目を、設定したフィルターに、はたさせるものとする。

つまり「家庭生活の幸福体」の表面は、いたるところがフィルターになっている。ここにまきついている科学・技術・技能のよいものだけを幸福体の内部にうけ入れ、それを家庭生活の幸福に役立たせる。もしも家庭生活の幸福に役だたぬ科学・技術・技能の成果があったときは幸福体の体内にはいることを許さない。このようにして、幸福体の体内に入ることができない科学・技術・技能の成果は、幸福体の体外で待機させられたままになっているものとする。

待機させられている科学・技術・技能の成果を、縄からたれさがっている雨だれ状、または魚のひれ状の図で表わしておく。第3図に示したhがこれである。ただし、このhによって示された成果も、エネルギーの場に存在する時、

上の経過につれて、他日、幸福に役だつように変化させられていき、そのときにおいて、幸福体の体内に吸収されるようになるものとする。

科学・技術・技能の成果を幸福体の体内に吸収するフィルターのフィルター力は、科学・技術・技能の縄を幸福体にまきつける力と同様に、エネルギーの場より到来するものとする。このようなエネルギーの場からおこってきて、家庭生活ないし人間の生活に幸福を与える力を、筆者は一種の道徳力と名づけた。

七 家庭生活の図示

科学・技術・技能の成果を、縄であらわしたと同じようにして、われわれは政治・経済も、芸術も、体育も、その他のものも、同様に縄によって表わすことができる。また、それら各々の縄を、生活の幸福体にまきつけて、これらの諸縄と幸福体との関係を図示することもできる。

以上にのべたところと、また諸図にあらわしたものを案内として、総合したモデルを作ってみた。第4図に示す写真がそれである。

八 第一相の場と第二相の場

以上にのべたようにして出来あがった「家庭像」において、その像の外側は、科学・技術・技能ないし政治・経済・芸術・体育等の領域である。ここでは、そこにある科学・技術・技能または知能によって、「物」が生みだされる。「物」は必ずしも工業で対象とする、目にみえる「物」だけとはかぎらない。哲学や、文学や、美術や音楽等のように、目にみえないものであってもいい。また政治や経済のように、半

ばは目にみえ、半ばは目にみえないものであってもいい。とにかく、この「家庭像」の外側の領域は、「物」の生まれるところである。この部分を総称して、第一相の場と名づける。

一方において、「家庭像」の内側は、幸福の場である。ここは第一相における科学・技術・技能の成果が、「家庭像」の表面にあるフィルターを浸透して流れ入ってくる場所である。同じく芸術や政治・経済その他のものが同様にフィルターを通して、流れ入ってくる場所である。流れ入ってきた、これら諸々のものは、幸福体の体内で混然一体となり、これらが相伴って、家庭の幸福に参与するのである。この部分を総称して第二相の場と名づける。

よって第二相の場は、幸福の場である。さきにのべた、家庭生活の幸福体と名づけたものは、この第二相の場のなかに存在する。ここに家庭生活の幸福を示す場が存在する。

第一相の場において、さきに、「物」が生ま



第4図 「家庭像」

れてくることをのべた。これに対応して、第二相の場においては、何が生まれてくるかを、第一相の場との対比によって考えてみる。そうすると、この場に、いちじるしいことがおこっていることに気づく。それは、ここで「生命」が生まれてくるということである。考えてみれば自然なことではあるが、このことはまことに重大な事実である。

九 家庭像

永遠にその生を長らえたいと、こい願うことが、人類の念願の最大なものである。古来からの聖賢も、哲人も、王者も、庶民も、等しくみな、この生を長らえたいということを、こい願った。このゆえに聖賢の教えは生まれ、ピラミッドができ、秦の始皇帝の不老不死の薬を、東海のこの国へ、さがしにくるという故事ともなったのである。

個体というものは、なんとしても、永遠の生をうることはない。しかし人類が家庭というものをもちことによって、そこに生命がずっとつぎに生まれてき、また延長されていく。このゆえに、個の肉体は、子孫の生まれるとともに再成され、延長され、ここに人類は永遠に生きつづけられるということを成願する。このようにして、人類の最大の念願は、家庭をもつことによって実現できる。

いままでののべた「家庭像」の中心にある軸は、右のような人類の念願がそのなかに含まれているものである。そのほかに

も、またこの軸のなかに含まれる念願がある。それは、われわれは真でありたい、善でありたい、美でありたい、聖でありたい、そして幸福でありたい、という念願である。このような永生・聖・真・善・美・幸福という念願、しかもその念願が無量大であるということが、この家庭像の中心軸によって表現されるものである。

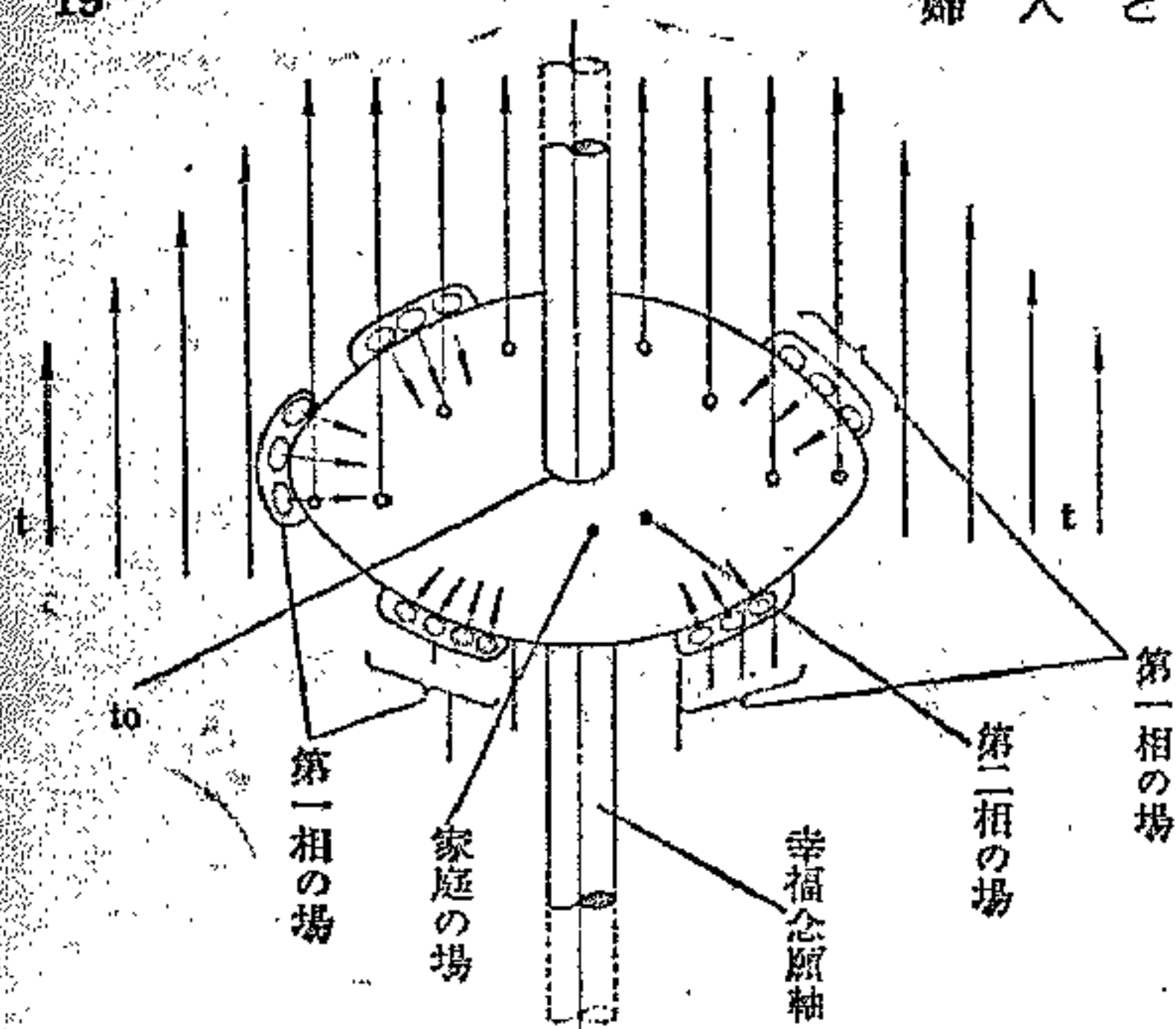
「家庭像」はこのような人類の念願を表わす念願軸のまわりをとりまいて、第二相の場、すなわち、家庭をふくむ幸福の場が存在している。この場は、家庭の幸福の存在する場であり、ここで実に、生命なるものが、永遠に生まれ、育ち、引きつがれていく。

この家庭の場の幸福は、どこからくるものであるか。それは第一相の場より流れこくるものではない。第一相の場からフィルターをへて流れこくるものである。フィルターは人類を幸福にするというフィルターである。このフィルター作用をおこなうという力は、このモデルのおかれている「エネルギーの場」に存在する、エネルギーの作用力によるものである。

第一相の場には、科学・技術・技能がある。文芸・政治・経済・その他がある。これらのそれぞれが、場に存在するエネルギーをうけて、それぞれ独自に成育をしている。

第5図には、いままでののべたものの大略を明示してある。これは歴史の時(1)のある特定の時(1)における様子である。

第5図に示したものと同様のものを、1等

第5図 $t=t_0$ における家庭像の断面図

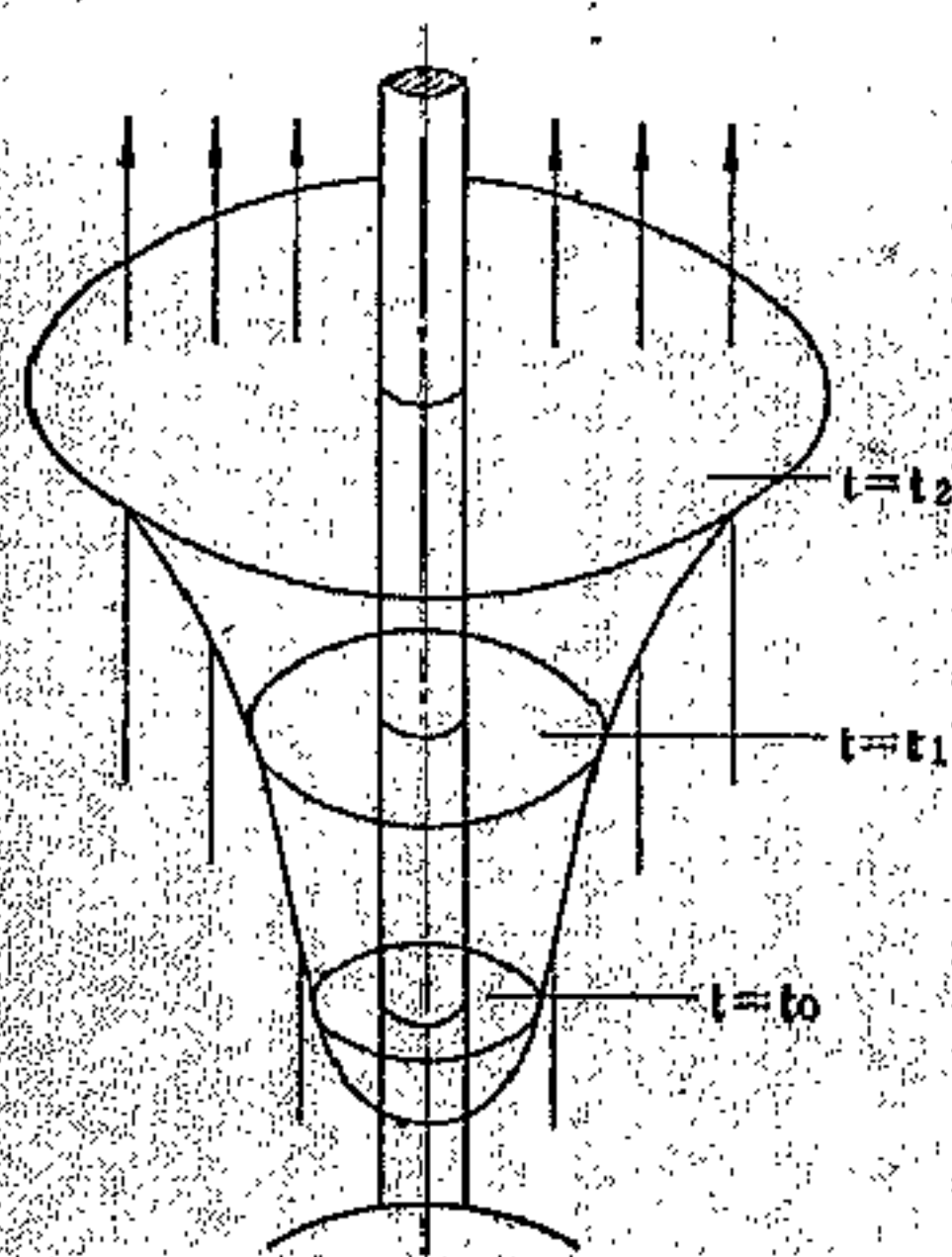
という特定の時に相当するものをつくる。これを一つの念願軸に組み合わせ、なお各円を包む立体をつくと、第6図に示したものになる。これがすなわち、「家庭像」である。

このものを案内として実際のモデルにつくってみたのが、第4、7図に示す写真になる。この場合、エネルギーの場は光をもって表わした。

一〇 家庭像より導かれる家庭問題の二種類

ここにできた家庭像より導かれるものの二、二についてのべる。

筆者は、家庭像をわけて内外の二相とした。外部のものを第一相と名づけ、内部のものを第二相と名づけた。第一相は物をつくりだす相

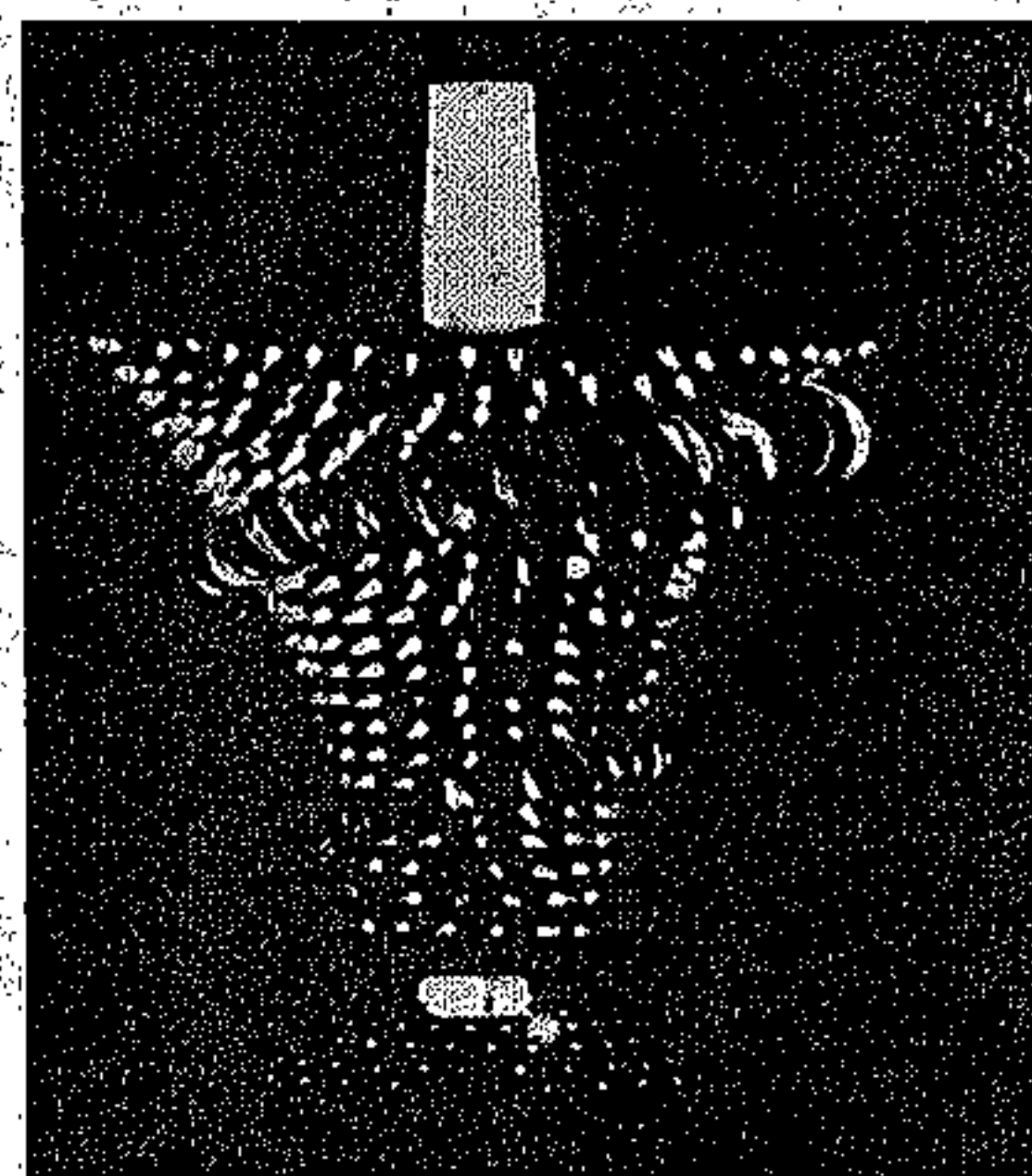


第6図 家庭像の幸福体

で、第二相は命を生みだす相である。したがってこれらの二つの相はそれぞれ違った性質をもっている。よって第一相でできたものが、そのまますぐに第二相に入っていくものではない。そのあいだにフィルターがある。フィルターによって第一相のものが変わって第二相に適するものに姿をかえ、それから第二相に転入していくのである。このように姿をかえて、転入していく作用を第一フィルター作用と名づける。

これとまったく同様に、第二相に生じたものが、そのまますぐに第一相に入っていくものではない。やはりそこにフィルターの存在することが考えられる。

第二相のものがフィルター作用を受けて姿をかえ、第一相に適するものになって、ここにはじめて第二相から第一相に転入していくのである。このように、第二相より第一相に転入するときのフィルターの作用を第二フィルター作用と名づける。第一フィルター作用をうけ、これを通して第一相における物は容易に第二相



第7図 「家庭像」

に転入していき、それは第二相の世界に貢献する。同様に第二フィルター作用をうけ、これを通過すると、第二相にあるものは、容易に第一相に転入して第一相の世界に貢献する。

このように、家庭の像によって、相を二つに分け、その相の特徴をしらべ、かつ、その各相で主として働く男女の役割を考え、さらに一つの相より他の相に転入するにフィルターの各種の作用をうけることを考えると、はるかに遠い将来のことはいざ知らず、現在および近い将来においては、家庭の問題は大きくこれを二つの種類に分けられることがわかってくる。そのうちの第一のものは、第一相から転入して第二相に入るときの問題である。第二のものは、第二相より転入して、第一相におよぶ問題である。これらについて、筆者は詳細に勉強していきたい。けれども、今回はこれで筆をおくことにする。



全国婦人会議出席者の

その後の消息をめぐって

婦人週間の中央行事として全国婦人会議が初めて開催されたのは昭和二十八年でした。それ以来、年を重ねること十一回、会議員として出席された方々も六百六十人になりました。

この方々が、それぞれの県へ帰っていかれ、どのように、会議出席の意義を生かされ、どのように暮らしていただけるかと、いつも心にかかり、幸多くいられるようにと祈っているところです。

感無量という思いをさせられるのは、毎年、次の年の婦人週間のテーマについての意見と近況について、旧出席者全員あてにアンケートを出しますが、そのお返事に、御主人か、お子さんの筆でもありましようか、すでに亡くなったと書かれた葉書を受け取る時です。また、十一年という歳月の間には、病を得ていられる、御主人を失なった、そして苦勞して子どもを育てているという方もあり、このようなお返事には胸せまるものがあり、この葉書を書いていられる姿さえ目にうかび、一枚一枚の文字のあとをしみじみとたどり読みます。

しかしまた、出席当時は一番若く娘さんであった方から、結婚なさって、その

近況がこまごまと書かれているものもあり、商売が隆盛で、という近況もあります。「県の母」という、母の日の行事でもありましようか、祝福を受けたというお話もあり、出席年度のテーマを、いろいろな形で生徒の指導のうえに生かしているという教師もあります。精神衛生相談所の相談員として、変動の激しい社会に生きる人々の精神生活の安定のために活動しているという方も見られます。長雨のために、刈り取った麦が乾燥せず、一粒も得られず、最後は火をかけて焼いたと伝えてこられる山村、開拓地の主婦もありまます。共かせぎ家庭の主婦として母として、高校生の子どもの批判の目にとじろぎつつ、新しい家庭の教育について考えるという方もあります。

これは、個人の方々のほんの一例ですが、それぞれの土地では婦人少年室を中心として各回の出席者が一つになってグループをつくり定期的に集まったり、また当所、同じ部会であった方たちが、たとえば「北から南へ」という名で、近況や社会の問題、年ごとの会議テーマ等について書いた小冊子が続けて出している例もあります。

このように、グループをつくって勉強や交流の場としたり、連絡や親ばくのための冊子をつくっている旧会議員は少なくありませんが、そのほかに、公民館で、毎年のテーマを中心として、会議出席者の部会討議の内容の報告や意見と、地域の婦人たちの、テーマに即した意見などをのせて、機関誌の特集を出しているところもあります。

「六歳・四歳・一歳半」の子どもを持つて「家庭でバタバタ暮らしている」方も、婦人会で役職を持っている方も、職業人も、瀬戸内海の島で漁業をしている方も、全国婦人会議に出席して、多くの、他の土地の婦人たちと話し合ったという機会が、その生き方のうえでの参考にも、また、時には、はげましにもなるといっています。

さらに、その方が会議に出席されたことを機会に新しく生まれた地域のグループや、すでにある婦人の集団などの中で、広い視野を持って、大なり小なり、それぞれの場で他への働きかけをしているという方も少なくありません。テーマに即しての活動ばかりでなく、会議への出席と話し合いに勇気づけられて、社会や、多くの家庭に共通してある具体的な問題たとえば生活協同組合をつくる、働く婦人の子どもをあずかるなど——同じところさしの仲間を求めて、どんな事業をしている方もあります。

全国婦人会議は、一回に六〇名、しか

しい、地位や役職、また土地のいわゆる名家であるという目録の家庭であるというサラリーマン家庭であるという、旧来の日本社会にあった貧富や職業の階層による「人間の格付け」を、所感文の公募という「ローラー」にかけて、二〇歳以上の日本の婦人全部に機会を開いたもので、毎年二千から三千人の応募の中から、この六〇名は、せまき門であり、また、地位、役職の有無によつては、会議から帰った方々が、そこで活発な指導性を発揮できるとは限りません。

しかし、出席された婦人たちが、それぞれのやり方で、家庭や職場や地域で、あるいは、より広い社会で、出席されたことから得られた何かを生かしていくならば、なおまた、その婦人個人の心の中にだけ、何かが新しく生まれていくならば、何らかの形で家族に、隣人に伝わっていくものがあるうかと思われまます。歳月もかかりましよう、形のないものであるかも知れませんが、しかし、日本の空の下に散在する六百何十人の旧会議員の方々から、静かな波が、だんだんにひろがっていくことを長い長い目で、ながめましよう。そして、今日の社会、あるいは将来の社会に、良きエネルギーとして、その波が生きていくことを期待しましよう。

婦人週間のえがいた美しい波紋

——三鎖会の活動について——

中野イツ

*生いたち

昭和三十年四月婦人週間行事として県婦人大会が津市の新町小学校で行なわれたとき、そのあとで、この大会の成果を日頃の私たちの生活の中に生かし、社会をよくするために婦人のグループを作ろうではありませんか、という呼びかけが一人婦人からなされました。これに賛同した人たちが二十数名寄って早速グループを

作り、三鎖会という会名をつけました。

三鎖会という名は会員から募集したもの、三重県の婦人たちが婦人週間の趣旨と目的のもとに一つ一つの鎖をつなぎ合わせるように力を合わせて、社会に役立つという意味です。会員の中には公務員あり、教師あり、主婦ありといったようにいろいろの職種の人々が寄り合って、それぞれの職場や持場で体験や識見を生かしてお互に勉強し合いました。

*きょうまでの歩み

早速規約を設け、月例会を持ち、月別のテーマをきめて話し合いました。例えば教育問題については会員の婦人校長二名が中心となって話題がはずみ、読書については図書館司書が中心となって話し合ってきました。その他保育所問題、地域婦人活動、いずれのテーマにしても誰か中心になれるだけのエキスパートがいたことは会のために幸いでした。私たちはここで学んだ知識を、婦人会活動や、働く婦人たちの間にも、それぞれ実践活動に移して行きました。その間他団体からの呼びかけで社会活動に参加したり、視察見学旅行を行ったりいろいろ視野を広めることも考えて来ました。

——国児学園の児童との懇談会——

機関誌として『波紋』を年四回発行し、又回覧ノートを

発行しました。回覧ノートを発行した理由は、一部の会員から機関誌の発刊には時期がかかるし、又構えてかからねばならぬので、気軽な気持ちで近況を書きたいからノートに書いて回覧したらという声があったからでした。年がたち、世話役も幾人か交代し、その間婦人週間行事にも参画して会員の殆んどが作文にも応募し、うち何人かが全国婦人会議に出席してきました。私も三十六年には全国婦人会議に出させていただきました。

ところが二年程前から世話役の方が生活環境の変化から急に多忙になられ、例会もとぎれがちになり、回覧ノートもいつしかスムーズに行かなくなってきました。試練期と申しましょうか、そうしたことが原因して会員の心の中にも以前程の意欲が見られなくなりました。それで会員の中から会再興の機運が起こり、いろいろ会合を重ねた結果、三十八年六月再発足することになりました。会則審議、役員選任があり、私が会長に選ばれました。再発足にいろいろお力添えをいただき、事務局を婦人少年室内におかせていただいた関係で、星野婦人少年室長に顧問になっていただきました。

再発足以来私たちがやって来ましたことは、婦人の健康管理について医師と話し合ったり、或る時は児童問題の専門家を呼んで、少年の非行について話を聞いたりいたしました。そうして、自分の子供の教育について学ぶとともに、社会の

子供たちの非行についても真剣に考えありました。翌月、非行少年の収容施設である県立国児学園(収容児六〇名)を慰問することになり、会員三十名が早速慰問品をもって園を訪れ、園長先生からいろいろ収容児の実状や非行の原因について伺いました。そうして遂に学園のPTA賛助会を結成し、社会から見放された愛に飢え、悪にかたむきやすい子供たちの支えになろうということになりました。

*今後の問題

今後の計画として婦人週間行事への参画、婦人少年室と呼応して働く婦人の問題、年少労働者の問題にも協力して、広く地域社会の人々の間にこの問題の滲透をはかるよう呼びかけて行きたいと思っております。そのために工場見学やら、年少労働者との懇談会などを計画しております。少年非行問題については、国児学園PTA賛助会として、園内職員・児童との懇談によるはげましはもとより、関係官庁へも施設の充実、児童問題のとりくみ方等についていろいろ働きかけて行きたいと思っております。又地域社会にも少年非行対策について、より真剣にとりくむような機運を醸成して行きたいと思っております。

機関誌『波紋』も復刊第一号を出しましたが、今後三鎖会は波紋を描くように、その善意と実践によって少しでも県内の社会浄化に役立ちたいと思っております。

○三鎖会長、第九回全国婦人会議出席者

県内の働く年少者の数は、現在一九、六〇〇人でこの一年の間に約一、六〇〇人の増加がみられる。と数年ぐんぐんふえて昭和三十三年の働く年少者数七、三〇〇人からみるならば約二・六倍にも達している。これは茨城県の産業が農業中心から、第

二次第三

次産業、

特に工業

県への著

しい発展

の姿とし

てみるこ

とができ

よう。

中卒者

の高校へ

の進学率

は、昭和

三十七年

には五三

％、三十八年には五八％、そして本

年度予想は六三％と年毎に上昇を示

している。にもかかわらず働く年少

者の増えつつあることは、いわゆる

農村の年少者の工場労働への移行が

推測させるのである。

水戸市に隣接するK市の日電機械

ここでも年少者が働いている

① 農業県から工業県へ

＜茨城県＞

石井はた

働く年少者の家の職業 (K市H工場)

	男		女		計	
	実数	%	実数	%	実数	%
農業	51	47.7	12	28.5	63	42.4
漁業	3	2.8	3	7.2	6	4.2
商業	7	6.5	2	4.8	9	6.2
その他	46	43.0	25	59.5	71	47.2
計	107	100.0	42	100.0	149	100.0

械器具工場は労働者数二、五〇〇人、そこに働く年少者は一四九人となつてゐる

が、試みにこの年少者の家の職業を大別してみると、第一表のようになる。農村の二、三男という言葉があるが、この場合小規模農家の長男(九人)をも含めて約五〇％が農漁家出身の少年である。男女を平均してみても四六％強の農漁家の年少者が工場に働いていることになり、第一次産業から第二次産業への推移がうなづかれる。

× × ×

水戸の市街に沿って西から東に、緩やかに流れる那阿川の長い鉄橋を越えて、東海の原子力研究所に通ずるいわゆる原研道路を約五kmほど車を走らせると、工場の門前に入る。

茨城の代表的産業の電気機械製造業は、県内に働く年少者の二四％を占



年少者の職業訓練

める程であるが、この工場も電気工具・モートル製品・理化学機器を主産としている。従業員一、六〇〇人、年少者三三八人、技能養成の第一回卒業生がこの三月現場に送り出されるというところで大いに期待されている。勤労課長さんも「作業の機械化に伴って今後は一層若い人達の中堅となつて働く職種が多くなる。ここは重労働が少ないので、二、三年習熟すれば、十分ついて行かれるし活動もできる」と、若い人達への関心は高い。

そこで若い年少者と少し話し合ってみよう。

B

僕は約一万円で家へ五千円出して貯金が二千円、あと小使三千円として

A

食費を払って大体手取り九千円あるけど、衣料買うので一ぱいだな。まだオーバー買えないけど、今年は買おうと計画している。貯金など出来な

○給料はどんな風に使いますか。

B

僕もこの正月帰った。中学時代の友達に逢ったり、先生や親戚を訪ねたり、六日くらいいた。もう一か月に

A

正月と盆に決めた。だけど月二回くらい手紙が来る。餅など送ってきた時はうれしいな。

D

私、父は亡くなって兄が農業しています。兄弟三人の私は末子。母が病身なの。高校に行きたかったけど。

C

福島県で父はサラリーマン、僕は長男で第一人。

B

父は大工で長男、兄弟は五人。

A

農業で三男。

○家の職業や家族は。

D

僕は二年目、寮に入っている。私は、家から通っています。もう満三年になります。

C

僕も二年目、寮に入っている。

B

僕は三年目で、ずっと寮生活。

○入社してどのくらい経ちますか。

有効に使うようにしている。

○僕は九千円、貯金を四千円して将来の学資にしたい。家に三千円送金するので小使は千円。

D 私も家に三千円、貯金千円、あと五千円くらい残るけど、お母さんが弱いから好きなおかずなど買って帰ると、私の小使は二千円くらい。

○今の仕事や将来の希望は。

A 仕事はカメラ組立。農業は嫌だ。工業の方が気楽でいい。大きい会社だから別に不安もたない。

B 僕は検査係。自分で希望してこの会社に入った。将来は班長くらいまでにはなりたい。

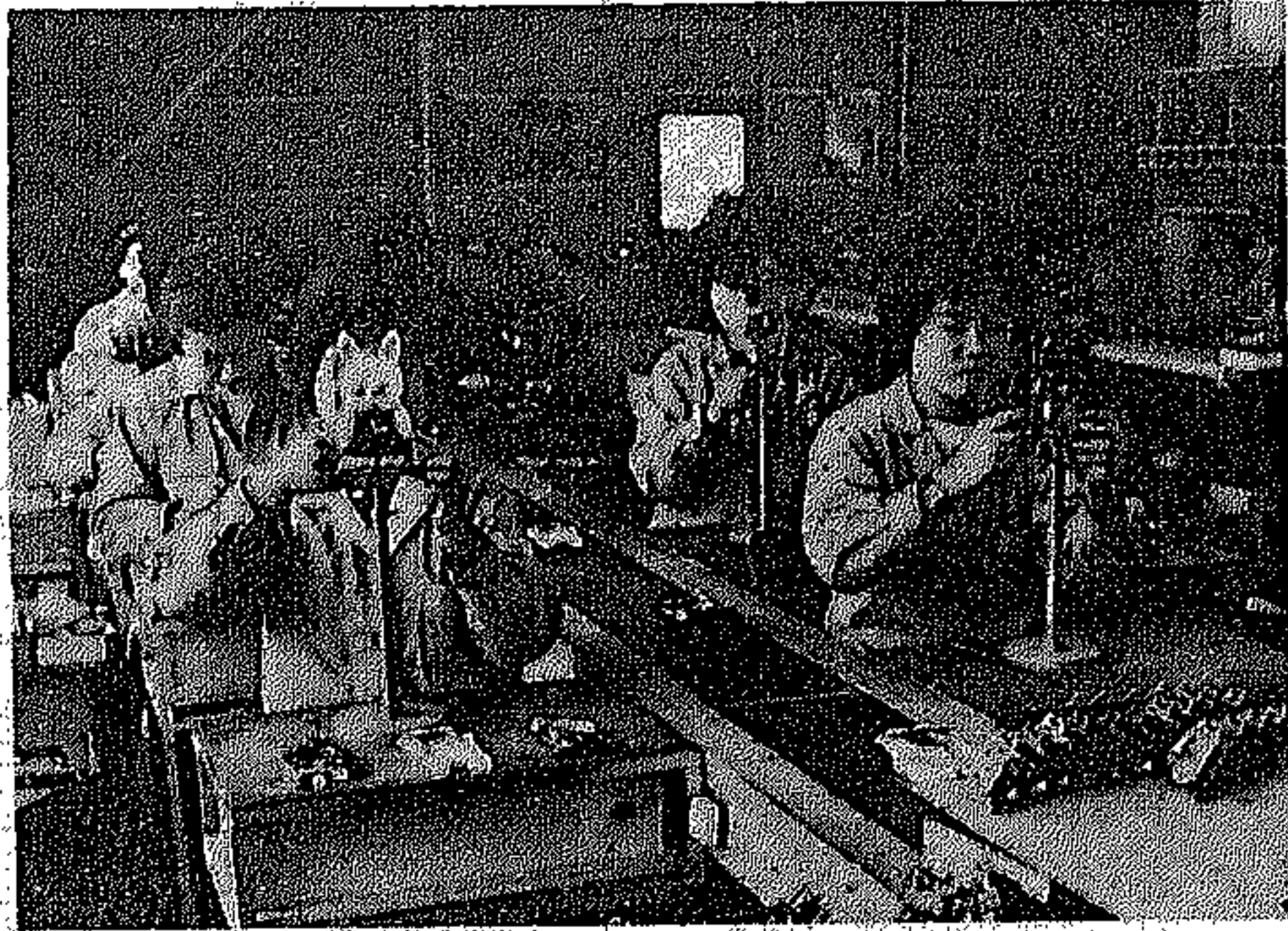
C 僕はモーター組立。今の仕事にあまり希望はもてない。一年遅れたが定時制に入った。出来れば大学に行きたい。第二希望は自衛隊の通信。

D 私は巻線。毎日同じ仕事であるけど二十歳くらいまで働いてお金を貯めたい。そして愛情のある家庭を築いていきたいと思っています。

茨城県の電気産業の躍進は、その労務管理の前進とともにあるともみることができようか。年少者が働く生活の中で、自己の設計を相当はつきりもっていることも、それを裏づけるように思われた。「今日は午後五時から成人式を行ないます。一八〇人の成人者があり、式の後に部課

長皆で懇親会を開きます」と語る勤労課長さんの言葉にも、若い人達への労務管理の細かい心遣いを感じることができた。労使の堅実な努力を期待しながら門を出た。

× × ×



動物時計製作の年少者

しかし、ここに働く年少者の多くは定時制に通いながら元気で働いている。会社では奨学金として給料とは別に授業料・諸経費を本人に代って学校に払い込んでいる。このI市に定時制高校が設置されたのは昭和三十三年の春からときが、これはこの増山社長（現在年少労働者福祉員）の尽力の賜であるという。増山氏は学者としての風格をもたれ、自らの發明を製品として、この会社を経営しておられる。

向学心に燃える年少者に応えたこの奨学への配慮は、何の恩恵的

茨城を縦断する常磐線を水戸から約三〇kmくらい南下すると市がある。大昔、常陸国府が置かれ、政治文化の中心として繁栄したと伝えられている。国分寺趾の巨石が残ると

（茨城婦人少年室長）

私は自信がない

— 情緒的葛藤の解消と具体的問題（負債）処理の関係を示す事例 —

一事例

このケースを第一にもって来たのは次のような理由からである。先月号にあげたように職場の相談室では経済的問題や配置転換その他具体的な問題が多い。しかしこのような具体的な問題の処理が情緒的葛藤の解消の裏付けなくしては真の問題解決にはならないことは多くのケースが示している。

そして第一に発表することのケースは私の初期（七年前）のものであり、勿論、完全なものでなく、カウンセラーがクライエント（相談者）の情緒的葛藤のつよいことをはじめに理解することが足らず具体的問題（負債）に氣をとられたことなどの欠陥をもち、面接が長期間に亘ってしまったことなどを、ありのままお見せして大方のご批判をいただきたいと念願したからである。

次に面接記録の概略を記述してゆきたいと思う。ただこのクライエントは既に立派に立ち直って仕事に励んでいるし、ケース発表は真しな研究を目的とするため

産業カウンセリングの実際

めにのみゆるされるものであると考えながらも、クライエントの人格を尊重する故に幾分かの記録の修正があることをあらかじめ、ご了承をえたいと思う。

クライエントは三十一歳の男子で入社七年、仕事は事務職、独身で下宿生活している。郷里には母が一人で生活し、八人兄弟で本人は第四子、

2

見 市 公 子

ただしすぐ上の兄弟は本人の出生直前に死去しているため、弟が三年後に生まれるまではとくに兄から溺愛されたといい。父は二年前病死した。

第1回

クライエントは汚れたワイシャツ、くたびれた制服を着て服装など全く関心のない様子でもって入室した。体格は中背でガッシリしていて血色はよい。（体格のよさは本人が予科士官学校在学の経歴をもつ軍人であったこと、血色のよいのは酒好きのためと思われる）

クライエント「退職したい。とにかく自分自身がいやになった。それに借金がある。退職金で払いたい。借金はみんな酒のためである」カウンセラー「お酒

は強そう。」「ク「酒は〇〇（社内学校三か月入寮）にいた時から強くなった。いくらなんでもたえぬ。妹にもこのため愛想をつかされて下宿に移った。（妹は隣市で部屋を借りて働いている）下宿は粗末な部屋で淋しくてたまらない気持ちがある」

「仕事は入社したまま同じ仕事を続けている。案ずぎて女の子でも出来るものだが、こういったことに不満はない。とにかく自分自身面白くない。いまの自分は退職したい気持ちが強い。借金を払えば又気も変わるかもしれないが」「ク「借金についての協力も出来ると思う」「ク「もしご協力いただければ先ず負債整理をしてみたい」

（ここでカウンセラーから上司に話してみることを了解させ、上司とカウンセラーで援助資金貸与のことなどを協議する）カウンセリングが表面の問題だけしかとらえられていない点にご注意下さい。

第2回

ク「課長さんたちの協力で負債整理を大体終った、が実はまだ出しのこっている。しかしこれは自分で何とかする」カ「課長が残金があることは知って援助してもよいといわれているが」「ク「よく考えさせてもらう」

第3回

クライエントは上司より経済的援助を受ける意志のないことをカウンセラーに告

げる。（この意志表示はクライエントの感情をあらわしているのではない）次の面接日まで欠勤させてほしいと本人から上司宛連絡をして来たことの報告を受ける。

第4回

ク「退職したいことは職場が性に合わないとか借金のためではない。人にめいわくをかけている劣等感からである。しかし退職か否かはまだ決心していない」

この面接及び、欠勤の行動からカウンセラーは、本人の情緒的葛藤が意外に強いものであったことに気付く。しかし上司からは本人が人間がかわったように仕事をしている。そして上司から本人が残金整理のための金を借りたことの報告を受ける。

第5回

ク「今はハリのない職場であるが全力をつくしてみたい感じである。しかしまた時日がたつてももの足りなく思う時があるかもしれないが、このままつづけられればこの職場で働いてゆきたい」

第五回面接の五日あと本人がまた三日間欠勤（無届出）したと、出勤すればすぐ相談室へゆかせるといふ連絡を受ける。

— 日本電信電話公社（神戸市）人事相談役 —



各国における

パートタイム雇用の実情

これはILOが一九六三年にパートタイムの雇用の実情について、世界五〇か国の婦人労働問題コンサルタントやILO支所、国連NGO婦人団体等を通して行なった調査の結果をとりまとめたものである。内容目次は左に示す通りであるが、これについて三回に分けて略述する。

内容目次

(一) パートタイム雇用の実情

1 定義について

2 パートタイム労働普及状況

産業的、職業的分布

(二) パートタイムの稼働状況

1 労働時間

2 雇用の安定性

(三) パートタイム労働の特性

1 性

2 年齢

3 家族

4 技能

(四) パートタイムの労働条件

1 賃金

- 2 休暇等
- 3 昇進
- V パートタイムの社会保険

1 範囲

2 保険料

3 給付

(三) VI パートタイム雇用に対する意見及び問題点

結論

VI 結論

I パートタイムの雇用の実情

1 定義について

パートタイム雇用の定義については、世界的に認められている定義はないし、又多くの国々においても独自の確定的な定義はない。そこで各国のパートタイム雇用に関する統計・情報は異なった定義に基いており、互いに比較することはできない。

次に各国におけるその定義について若干述べると、カナダ・アメリカでは調査期間一週間に三五時間未満の労働をしたものをパートタイムとしている。両国の多くの事業所では一週間の平常労働時間

は三五〜四〇時間となっており、その結果統計の中で、短期間雇われている者、健康上の理由で一週間通して働けなかったものをパートタイムとして扱っているものもある。また、日本の統計の中にも上記のような労働を含む三四時間未満の労働をパートタイム労働としている統計がある。しかし、オーストリア・ベルギー・西ドイツ等は短期間雇用者を含めていない。

またパートタイム雇用の定義に最少時間の制限を設けている国もある。たとえばオーストリアにおいては、一週二〇時間未満の労働は臨時的労働とみなしている。

さらにフルタイム労働に加えて二義的な仕事をしている場合、西ドイツのようにパートタイム労働に含めない国と、イタリア・合衆国のように含める国とがある。同様にオーストリア・スウェーデンのように家内労働をパートタイム労働に含めない国と反対に含める国とがある。また同様にパートタイム雇用者を限定する国と、自営業主・家族従業者をも含める国がある。

なお、自由意志でパートタイム労働をしている人とフルタイムで働くことが出来なくてパートタイムで働いている人があるが、その区別は多くの場合不可能である。

以上述べてきたが、パートタイム雇用は、一日或いは一週間の平常時間よりも短い期間、自由意志で常用的に雇用される雇用形態を意味すると考えられる。

2 パートタイム労働力普及状況、産業的・職業的分布

一般的にいうと、パートタイム雇用は、発展途上にある国々においては、先進国におけるほど広範囲に普及していない。発展途上にある多くの国々、たとえば、コスタリカ・セイロン・フィジー・インド・ペルー・ポルトガル・エルサルバドル・タイ・ウルグワイ等においては、フルタイムでなされる業務においては、パートタイム雇用はほとんどみられない。それは、フルタイムで働く求職者がたくさんいる中で、使用者は仕事の性質がパートタイムを必要としない限り、パートタイムを雇いたがらないし、通勤費などを含めたパートタイム賃金が一般労働者の利益を害するほど一般の賃金が低い水準にあることなどの理由による。しかし、その他の発展途上にある多くの国々はパートタイム或いは類似の雇用がみられると報告している。

そこでこれらの国々におけるパートタイム或いは類似の雇用の性格について述べると、第一にパートタイム雇用は、成長政策遂行に必要な技能労働力が不足し

ているある種の専門的技術的職業、例えば教職・医療関係職業に顯著である。

第二に先進国におけるように、仕事の性質から一日の平常時間よりも短い時間で済む仕事があり、これにはクリーニングその他の関連サービス職業があるが、さらに例えば、アジアにおけるゴム液採取・茶つみのような農園の仕事にみられる、風土上一日の、ある一定の時間、労働者の好む時間に、好む時間数だけ働く労働もある。またアジアの国々ではいくつかの製造業、たとえばセイロンのココナツ繊維産業、インドのたばこ製造業等において同様な労働形態がみられ、労働者は好きな時間に行つて働き、出来高に応じて賃金が支払われる。

第三に、女子パートタイムはしばしば小零細企業に雇われている。

第四に、これらの多くの国では、潜在失業と適当なフルタイム雇用の機会の欠除のために、非自発的パートタイム雇用がみられる。

次に先進国をみると、一般的に、パートタイム雇用は普及しているが、必ずしも広範囲に普及しているとは限らない。たとえばアルゼンチンにおいては、余分の仕事を必要とする人、家庭に責任のある母親のためのパートタイム雇用は現在みられるが、これの拡大の必要性は感じられていない。フランスでも第三次計画の人的能力委員会の要請で国立統計研究所が行なった最近の調査によれば、現在

経済活動をしていない十五歳から五十五歳までの婦人の約一〇〇万人が適当なパートタイム雇用を受け入れる用意があるのにパートタイムの使用はほとんどみられない。オーストリア・ベルギー等においても、労働力不足に伴って、女子パートタイムの数はふえているもののその数はそれ程多くない。またソヴィエトではよく発達している社会施設が、家庭に責任のある働く婦人を援助し、またフルタイムの仕事が十分にあることから、同程度に産業化の進んでいる国にくらべて、パートタイム雇用の普及度は低くなっている。

一方パートタイム雇用の普及している国にはオーストリア・カナダ・東西ドイツ・イスラエル・日本・オランダ・ニュージーランド・スウェーデン・英国・合衆国があり、そのほとんどすべての国でパートタイムは急速にふえつつある。

カナダでは、一九六一年には四七五万人の男子労働力の中一六万一千人、女子労働力の約二〇%の三万四千人が一週三五時間未満労働に常的に就いている。そしてこの女子パートタイムは一九五六年には女子労働力の一二%一四万六千人となっており、五年間に著しい増加を示している。西ドイツにおいては正確な統計はないが、一九六一年十月に行なわれたサンプル調査に基づく推定によれば、全労働者の五%以上、九八万四千

人、女子労働力の九%以上、八五万七千人がパートタイムである。また、東ドイツでは五〇万人以上、全経済活動人口の約七%が一九六一年にパートタイムとして働いており、その中の大部分は女子からなっており、全女子労働者の約一七・五%となっている。イスラエルでは一九六一年に民間労働力の一七・四%、男子労働力の一二・六%、女子労働力の三一・四%がパートタイムであり、日本では、非農林業において一、六八九万人の男子雇用者の中の九八万人、七五二万人の女子雇用者の中の八一万人が一九六二年三月に一週三四時間未満の労働をしている。オランダには包括的統計はないが、部分的統計によると、全女子労働者の二〇・二五%を占めている経済活動既婚女子人口の約半数がパートタイムであり、一九六二年にはパートタイム雇用を扱う特別の部門が地方のいくつかの職業紹介所に設立された。英国では、一九五四年の概算一〇〇万人の女子パートタイムに対して現在概算約一二五万人のパートタイムがあり、これは全女子労働力人口八一〇万人の約六分の一を占めている。

合衆国には二つの異なる調査があり、一九六二年四月の調査期間一週間に雇われた労働者を対象にしたものと、一九六一年の一年間働いた全労働者を対象にしたものがあるが、それによると労働力人口の二〇%、前者の調査では一、二六

〇万人、後者の調査では一、六一〇万人が一週間三五時間未満の労働に従事している。この中前者の調査では、女子パートタイムは全女子労働者の三〇%の六五〇万人、男子パートタイムは全女子労働者の一四%の六〇〇万人となっている。また後者の調査では、女子パートタイムは三一・八%の九六〇万人、男子パートタイムは一二・八%の六三〇万人となっている。パートタイム雇用の推移をみると、一九五三年には、全女子労働者の一六%の約三〇〇万人の婦人がパートタイム雇用されていたのに対して一九六〇年にはパートタイム総数は年間労働者総数の二〇・四%の一、六五〇万人、この中女子は女子総数の三二・四%の九九〇万人、男子は二二・一%の六五〇万人となっている。一九五〇年から一九六〇年の間にパートタイム雇用は約四〇%の増加をみたのに対して、フルタイム雇用は約八%の増加となっている。一九六〇年から一九六一年の間におけるパートタイム雇用のわずかな減少は農業部門に主に見られる。

次に産業的、職業的分布をみると、世界の多くの国々、先進国及び発展しつつある国のパートタイムの多くがついてくる職業に二種の職業がある。第一の職業は、家事労働を含むクリーニング及び類似職業である。アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア・ベルギー、カナダ・西ドイツ・アラブ連合において、

この職業はパートタイマーのための重要な職業となっている。パートタイム雇用のほとんどみられないインドにおいてさえも、大都市に家事労働としてパートタイム労働は或る程度存在しており、また台湾・フィンランド・フランス・イタリア・オランダ・ニュージーランド・ノルウェー・ポルトガル・スイスにもパートタイムのクリーニング及び家事従事者がみられる。日本では、一九六二年三月中旬に東京地方職業安定所に臨時或いはパートタイマーとして登録されている求職者の三四%以上が家事労働及び関連職業を希望しており、又就職者の三七%の人がこの職業に就職している。合衆国では、一九六〇年には二〇〇万人のパートタイムの個人家庭の家事従事者がおり、この職業に従事している全女子労働者の%以上を占めている。この職業には洗濯婦・子守り・家政婦・料理人・家庭教師などがおり、さらに一九五〇年の統計によると、クリーニング及び病院等の雑役婦の約半分はパートタイマーとなっている。

・学校に勤務している医者・獣医・栄養士・化学者・医師補助者・看護婦・科学研究者・実験助手・教師・司書・社会事業家等がある。この種の職業の一つ以上にパートタイム雇用のみられる国には、オーストラリア・オーストリア・ベルギー・ブルガリア・カナダ・台湾・コスタリカ・フランス・フィンランド・アイスランド・イタリア・日本・メキシコ・ポルトガル・スイス・スウェーデン・ソ連・アラブ連合などがある。ニュージーランドでは、教育機関・病院・政府及び共同体におけるパートタイムの専門的管理的職業従事者は、パートタイム労働力の二五%、この種の職業に従事している全女子労働者の七%を占めている。英国では、一九六二年二月には約二万人のパートタイムの教師がおり、またパートタイムの看護婦は同年、全病院看護婦の二五%を占めている。合衆国では七五万人が専門的職業についているパートタイマーで、この職業についている全女子労働者の二二%になっている。

上述の二種類の職業に加えて、さらに三つの職業、商業・事務・クリーニング、家事労働以外のサービス業にパートタイム雇用は集中している。アルゼンチン・オーストラリア・オーストリア・ベルギー・カナダ・台湾・フィンランドにおいては、商業部門、問屋ならびに小売店において、販売・包装・現金出納・配達などにパートタイマーは従事している。フランスでは、チェーンストアの雇用者の約一〇%、西ドイツでは、特に販売・現金出納などの商業分野の女子雇用者の約九%、東ドイツでは、商業部門の女子労働者の約二〇%、合衆国では、女子販売従事者総数の約半数の二二〇万人がパートタイマーである。

パートタイム事務労働者は、オーストラリアでは事務所及び郵便業務に働いている。ベルギーでは郵便業務行政機関・銀行に、台湾・フィンランド・フランスでは郵便局にパートタイム事務労働者がみられる。東ドイツでは、郵便・電話・電信業務についている女子雇用者の%がパートタイマーであり、日本でも事務はパートタイマーの最も重要な職種となっている。合衆国では、タイピスト・現金出納係・簿記係・電話交換手を含む一八〇万の女子事務労働者が三五時間未満のパートタイム労働をしており、この職業についている女子労働者総数の約二〇%を占めている。

さらに飲食店では、パートタイマーは料理人・給仕・血洗いとして働いており、その他美容所・理容所・娯楽所・クリーニング店にパートタイマーは見られる。そしてこのようなパートタイマーの見られる国にはオーストラリア・オーストリア・カナダ・フィンランド・西ドイツ・日本・オランダ・合衆国などがある。産業別にみると、製造業にパートタイム雇用のみられる国は限られている。アルゼンチン・台湾では小零細企業に限られている。製造業に従事している女子労働者中に占めるパートタイマーの割合は、西ドイツ約三%、オランダ約一七%、英国一四%となっている。合衆国では五〇万人の女子パートタイマーがいるが、工場女子労働者に占める割合は低くなっている。なお製造業の中でもパートタイマーは、食料品製造業・たばこ製造業・繊維工業・既製服・印刷出版などのような消費製造業に主にみられる。

II パートタイムの稼働状況

1 労働時間

パートタイマーの労働時間は国によってそれほど異なっていない。カナダでは一九六一年に一週一四時間半未満労働をした労働者は男が六万四千二人、女が八万二千人、一五〜二四時間の労働をしたもの、男七万九千人、女二〇万四千二人となっている。日本では非農林業で一週二四時間未満の労働をした者は、一九六二年三月には男二〇万人、女一八万人、一五〜一九時間労働したものの、男二二万人、女一一万人、二〇〜二四時間労働したものの、男六六万人、女五二万人となっている。平均時間は、だいたいフルタイムの平常時間の約半分となっている。アルゼンチンでは一週二〇〜三〇時間、オーストラリア二〇〜二四時間、カナダの一九六一年の女子の平均時間二〇時間、合衆国における一九六二年四月の正規のパートタイマーの平均時間は、一五〜一八時間

となっている。

2 雇用の安定性

パートタイム雇用の機会は、多くの場合常時開かれている。オーストラリア・オーストリアでは一年中雇用の機会は開

かれている。カナダの月報は一年中同程度のパートタイム数を示している。同様な状態はアラブ連合、フィンランド、フランス、西ドイツ、イタリア、日本、ニュージーランド、スウェーデン、英国

にみられる。合衆国では、一九六二年四月の調査期間一週間に三五時間未満の労働をした者の八五%が常用のパートタイムである。また一九六一年間の統計によると、女子パートタイムの約1/5は五

〇週以上、また約1/5(多くは一〇代である)は一三週間未満にあり、また約半分は少なくとも半年雇用されている。(インターナショナル・レーバー・レビュー Vol. 88 No. 4より)



既婚の働く婦人について
アンケートから

茨城婦人少年室

一、調査の概要

1 調査の目的

労働基準法の母性保護規程によって護られつつ、女子労働者、特に既婚婦人は近年ますます増加の傾向にある。しかも既婚の働く婦人が母性として荷なうその負担を、職場との関連においてどのような果たしながら、その両立に努力しているか。その間における実情を把握して働く婦人の問題の一資料とする目的で、この調査を行なった。

2 調査の対象

県内で最も多く占める製造工業のうち、下記規模別に十七事業場を無作為抽出した。

- 三〇〇 九九人 七事業場
- 一〇〇〇 一九九人 六事業場
- 二〇〇〇 四九九人 二事業場
- 五〇〇〇人以上 二事業場

3 調査の方法

室員が対象事業場を訪ね、使用者並びに既婚婦人に直接記入を依頼した。

4 調査時期 昭和三十八年八月～九月

二、調査結果の概要

1 使用者のアンケートの中から

女子労働者は結婚すると能率が落ちる、責任感がうすくなる、などの一般的批判はよく聞かされることであり、女子自身もともすればその中に沈潜して肯定してしまう場合がないとはいえない。しかし時代の激しい変化とともに、既婚婦人は年とともに増加しつつある現実を私達は見逃がすことはできない。

この現状の中で、各事業場の既婚婦人はどのような状況で働きつつあるか、その批判が実際にはどのようなものであり、どのように待遇されつつあるか、そして、今後の既婚婦人への考え方や意見をも併せて

て使用者の言葉を率直に聴いてみようとした。

1 事業場に働く既婚婦人

十七事業場

表 1 各事業場における女子の既婚者数

事業場名	全労働者数	女子労働者数		既婚者の割合 女子労働者中 既婚者の割合
		未婚	既婚	
A	100	7	40	83
B	115	90	13	13
C	61	26	17	40
D	90	3	53	95
E	416	48	125	72
F	146	2	35	95
G	80	13	14	52
H	132	30	37	55
I	3,936	355	58	14
J	49	0	8	100
K	97	1	4	80
L	120	35	15	30
M	1,668	549	41	7
N	40	20	7	26
O	77	14	6	30
P	181	64	26	29
Q	272	103	44	30
計	7,580	1,360	543	28.5

業場の労働者総数は七、五八〇人で女子は、一、九〇三人(二四・一%)、そのうち未婚者一、三六〇人(七一・五%)、既婚者は五四三人(二八・五%)となっている。

各事業場での既婚者の占める割合は大きな格差があり(第一表、J事業場では一〇〇%が既婚婦人であり、M事業場では七%にすぎない。概して大企業程少なく、中小企業に多いことが推測された。

2 既婚婦人の長所・短所についての意見

一、長所については、十七事業場のうち

十一事業場(六四・七%)が記入し、その概要は次のとおりである。

①未婚者より或る程度仕事に責任感があり、能率は落ちても良い製品ができる。考えがまじめである。

②年少者の指導に協力的である。

③性格的に落付きが生じ、信頼感が高まる。

④日常生活に起因する真剣な勤労態度は長所と認められる。

二、短所については、十七事業場全部が記入した。

①家族の病気、来客等突発的に欠勤し、支障を来すので、計画生産の

コンペアにはむかない。

②優秀の競争心が強いので、公平な労働管理に苦勞する。

③家庭に束縛される弊害があり、業務に対する積極性も乏しくなり、作業の覚え方も遅い。

④家事上の欠勤、産休等は止むを得ないとは思いますが、短所と認められる。

3 今後の既婚婦人労働者についての見解

十七事業場のうち、十五事業場（八八%）の意見・見解を得た。要約すると、次のとおりである。

①なるべく家族が少なく、技能をもつ適当な者を採用したい。

②油作業もいやがらずよく働くので、今後も雇いたい。

③家庭環境に束縛されることを少なくし、労働意欲の向上に心掛けてほしい。職務内容によって、個人差はあるが、育児二人目あたりから家庭の人となるのが望ましい。

④特に家事的用件の欠勤がなければ、今後、採用その他について未婚・既婚を問わない。

⑤真剣な労働意欲は今後見直されていく傾向にあると思われる。

⑥将来国の福利厚生が進めば、家庭の雑用から或る程度解放され、社会復帰も早まってくると思われる。

するもの、労働の悪条件にも比較的耐えるから可とするもの、家庭に帰るべきであるとするもの等、母性保護と家事負担が及ぼす影響と批判は大きい。しかし福利施設、家庭労働の合理化等によって現状の隘路を若干でも打開し、既婚婦人の長所を認めようとする見解を見出し得たことは、明るい示唆を与える。

2 既婚の働く婦人のアンケートの中から

家庭をもちながら職場で働くことは、独身者に比べてその生活設計は複雑であり、苦勞も大きい。その合理化に努力し能率化をはかってもなお現在の状況での家事労働・出産・育児の問題を果たしつつ、職場の仕事をしっかりと両立させて生活することは相当の負担であり、その役割は決して軽いものではない。幸い労働基準法に護られて、産休・育児時間等戦前には見られなかった母性保護が施行されている。この法律と、時代の新しい流れとともに、既婚婦人は増しつつあるが、現実にはまだ多くの未解決の壁があり、苦勞がある。こうした問題について、アンケートを試みたのである。生活の中の素朴な声をそのままきこうとしたので、理論立てて克明なものとは得られなくてもなまの声を把握しようとした。十七事業場の既婚婦人五四三人を対象として、その四割（二一七人）を無作意

第2表 年 齢

年齢層別	%	備 考
～29	19.1	最低
30～39	36.4	19歳
40～49	38.7	最高
50～59	5.0	61歳
60～	0.05	

抽出し、記入を依頼した。回収は八割（二七三枚）。以下はそのまとめの概略である。

1 年 齢

全体の平均年齢は三七・四歳。個々の事業場別平均は、最低がN事業場の二八歳、最高はK事業場の四七・五歳となっている（第二表）。

2 子供について

記入者の子供の合計は三七四人になるが、このうち職場で働いていて生まれた子供は五五人である。即ち、既婚婦人の子供は五五人である。

第3表 哺乳について

	人 数	%
母乳	9	16.4
混合乳	25	45.5
人工乳	15	27.2
記入なし	6	10.9
	55人	100%

子供達一〇〇人中一五人が職場で働いていて生まれた子供といふことになる。十七事業場中九

第4表 保育所又は学

保育所又は学校の育児	実 数
母	13
実 姑	4
祖母	3
母 母	2
妹 妹	2
守 他	1
子 子	2

事業場は、職場で働ながら生まれた子供を一人も有していない。考えさせられる問題があるように思う。

第6表 職場の昼休みの過ごし方

す と し 方	実数
雑 談	43
新聞・雑誌読み	12
授乳に帰宅	7
昼食の世話を焼く	7
夕食の世話を焼く	7
洗濯・掃除など	7
編物など	7
休養・横になる	11
子供について話	4
テレビなど	3
その他	3

施設を使用したものは見当たらず、保育年齢に達しても入所希望が叶えられなかったと記しているものが四名あった。

③小学校又は保育所から帰ってきて、

第5表 学校・保育所から帰ってあなたが帰宅までの間は

祖母	8
母	8
実 姑	2
隣りの主婦	2
保育所で帰るまで	1
近所の助産婦	1
母子寮なので助かる	1
留守番している	5
家の内外で遊ぶ	4
近所の子供と遊ぶ	4
積古に通わせる	1

3 職場で働いていて生まれた子供について

①哺乳について 哺乳の種類は第三表

あなたが帰宅するまでの間。働く母親が帰宅するまでの時間の隙間については第五表のようになる。面倒を見てくれる人のあるのは約六割である。今後家族構成の単純化即ち二世帯世帯の増加は、「鍵をさげた子供達」をふやしていくのではないか、という心配が強く感じられた。

4 職場の昼休みの過ごし方

家庭をもつ働く婦人の昼休みは、家への関心が呼び覚まされる時であったり、元氣回復に最も活用が要求される時であったりする。第六表は独身者とは自ずから異なった時間の過ごし方となっており、家庭婦人としての生活の一端をうかがい知ることが出来るように思われる。

5 最初から結婚しても働くと思っていたか

いきました 六六人(三八・二%)
 いなかった 九六人(五五・四%)
 回答なし 一人(六・四%)

6 結婚しても働く理由

イ、家計補助 ロ、夫異動による二重生活のため ハ、親に仕送りのため ニ、教育費を得るため ホ、夫事故のため (死別・病気・失業・停年等) ヘ、自宅新築の希望を持って等々種々の理由をあげているが、総じて生活の安定をめざすものと、時間的余裕があるため(子供の手がかからなくなったので、子供が

ないので。姑が子供をみてくれるから。家庭で一日を過ごすより楽しいからなど)の二つの理由があげられている。

7 職場で働きながら育児について一番苦労したこと

・子供の健康管理について
 ・哺乳時間に子供が乳を欲しがらず哺乳できないとき
 ・夜中の授乳
 ・子供が病気になったとき
 ・子供が病気である上、仕事が多忙なとき
 ・子供が夕飯を待たないで眠ってしまったとき
 ・朝夕では思うように、子供に合う食物を作ってやれないこと
 ・予防注射などで暇をもらうとき
 ・雨天でおむつがかわかないとき
 ・教育・しつけについて
 ・学校の宿題などよくみてやれない
 ・子供の生活に目が届かず、今でもしつけで苦労している
 ・昼間いないので子供がわがままになりがち
 ・成長ぶりが詳しくわからないこと
 ・PTAや子供の運動会に思うように行けないこと
 ・その他
 ・子供が淋しきになれるまで
 ・朝子供があとを追ってくるとき
 ・お手伝いが見つからず方々に頼みに行き、往復の混雑と時間の損失、体の

疲れて毎日が苦勞の連続だったとき「一回でもいい、お母さんに『お帰りのさい』といってもらいたい」という子供の言葉が一番胸に沁みる。育児にあたっていてくれた人が突然病気になる、会社の多忙な時期にぶつかったとき

以上、家庭と職場の両方に努力する姿勢を労使の言葉の中から把握しようとする。そこには徐々に前進している足跡を聴くことが出来るが、働く婦人の一層の自覚と努力を望むとともに、適切な労務管理、社会の福祉施策によって、法律の真意を活かさねばならないと思う。

羽島市勤勞青少年ホーム落成

働く年少者のための綜合福祉施設として、青少年の余暇活用のための場、趣味、娯楽、教養、軽スポーツ及びグループ活動等の施設としてこの程、岐阜県羽島市にホームが竣工し去る一月十日盛大な落成式及び開館式が新装なった同講堂で行なわれた。

近は織物工場・繊維関係工場が多い。さらに北側には全国でも珍らしいともいわれるしょうしやな形の屋根(わん曲型)をした市役所があり、これにも劣らぬ当ホームは丸味をした「和」を強調した建設設計がなされており、また青少年に利用され易いような苦心が払われている由である。

当日は同ホームの落成の前途を祝福するかのような快晴に恵まれ、羽島市長をはじめ来賓百余名の参列のもとに行なわれた。まず労働省からは谷野婦人少年局長が出席され祝詞を述べられ、次いで大野伴睦氏(自民党副総裁)、松野幸泰県知事等から祝詞があり、また大阪市勤勞青少年ホームからの祝電等も披露された。

建物は、鉄筋コンクリート二階建て、角と丸味とがよく調和している感じを強くうける。一階の丸味をした側は(写真左側)料理室、講習室、娯楽室、集會室、相談室、宿直室があり、右側に事務室、湯沸室、シャワー室、便所それに講堂がある。二階の正面から左側は図書室、右側は和室二部屋で、その周囲はベランダになっており、芝生が植えられることになっている。

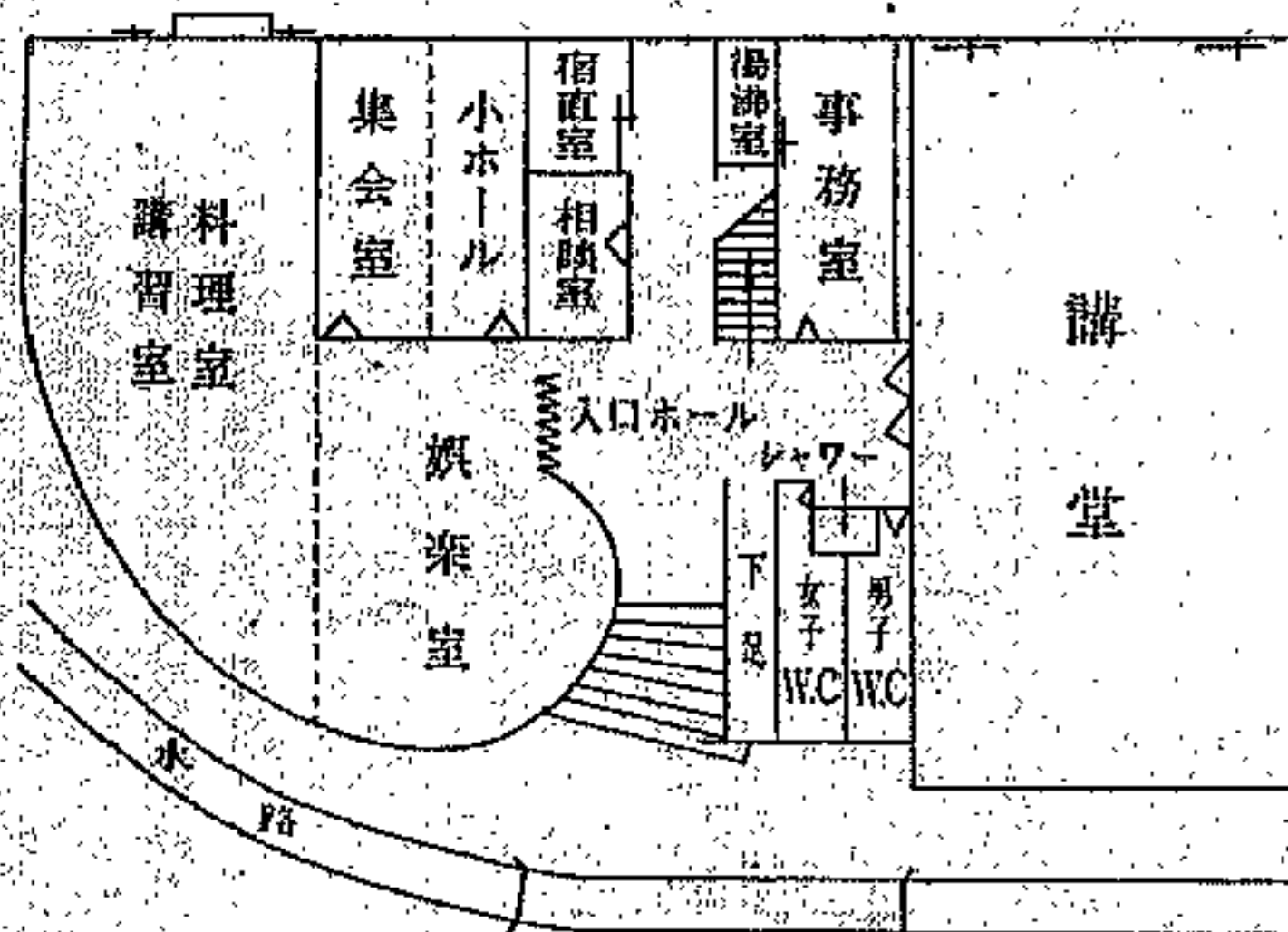
設置場所は、静かな環境の所に建設されており、同地域は市の中心部であり附

総建築面積六六四・一九平方米(約二二・二坪)で建設費は国庫補助金五〇〇万円を含め約千八百余万円である。

婦 人 労 働 関 係 資 料 の 紹 介

定 期 刊 行 物 (昭和39年2月受入れ)

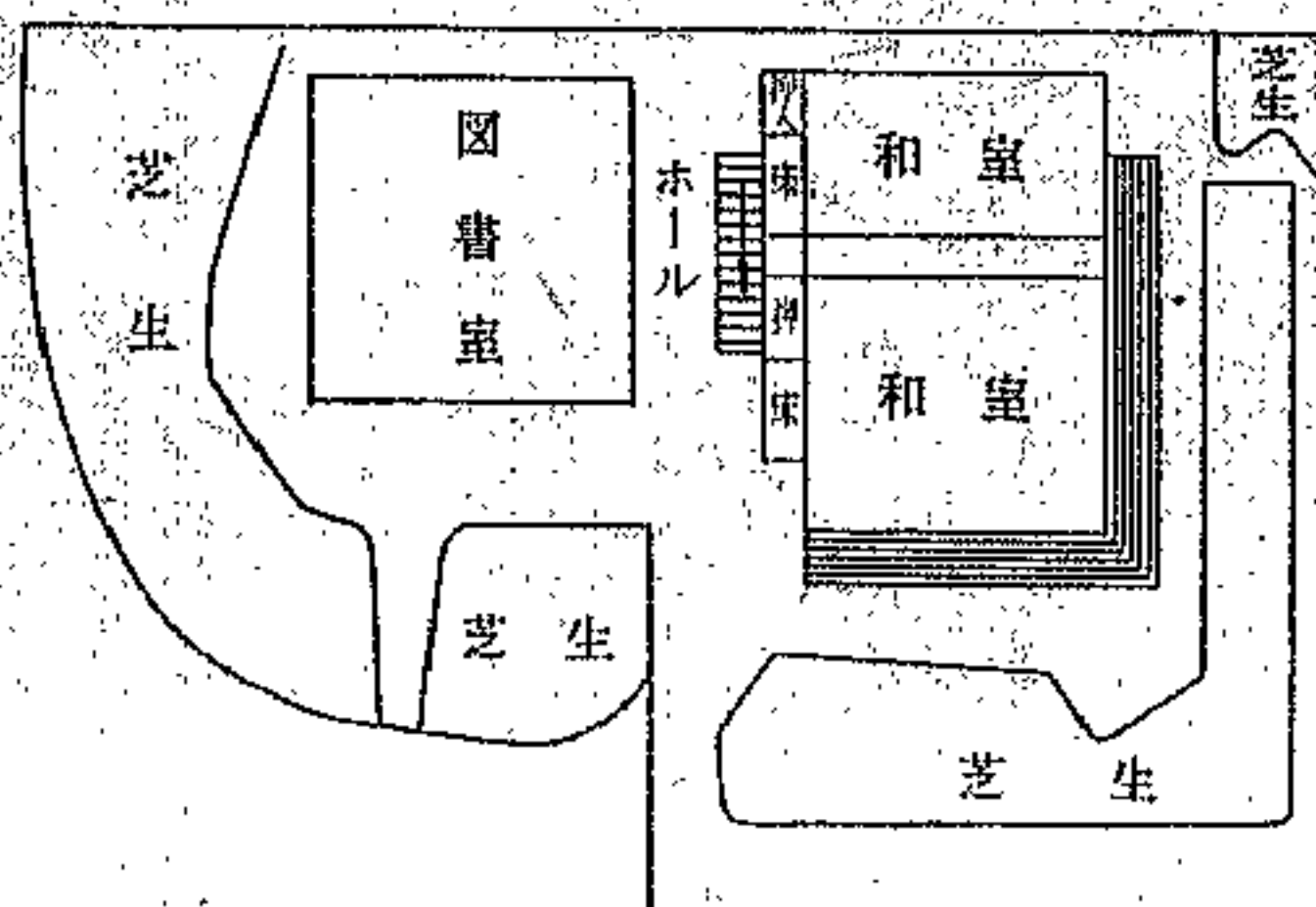
資 料 名	号 別	発 行 所	主 要 目 次
看 護	2号	日本看護協会	○看護婦のサラリーと労働条件に関するひとつの調査 ○看護婦における賃金の問題
看護学雑誌	3号	医学書院	○特集 ナースと共働き ・共働き夫婦の記録 ・共働き論 ・共働きと育児 ・働く女性の妊娠問題
労働科学	1号	労働科学研究所	○40巻記念号分類別総目録 婦人および年少労働者
労働の科学	1号	"	○相談室・銀行勤務の女子に生理休暇は必要か
労務管理通信	No.2	労働法令協会	○東電における人間能力開発のための4つの基本方針とその具体的内容 ○東京三洋電機の子供従業員に対する企業内学校の教育と効果
	No.3	"	○定年年齢、定年到達後の取扱規定および、2年間の定年到達後の取扱に関する状況
労働法令通信	No.2	"	○児童手当制度新設の動きとその横想 ○住友銀行で画期的な土曜休日制 ——交替で月1回ずつ土曜日を休む——



ホーム見取図(一階)



ホーム遠景



(二階)

当ホームは一月十日から開館され、既

設の愛知、大阪府、大阪市、北九州八幡、秋田能代、京都西陣、北九州小倉、千葉について、九番目に竣工されたもので、今後立派に運営されることを期待している。三月末までに勤労青少年ホームは全国で十四か所となる。さらに三十九年度は八か所新設される予定である。

このような勤労青少年ホームは、中小企業に働く年少者の生活を豊かにし、わが国産業社会のよき担い手となる等益々重きをなしている。このため、働く年少者のための余暇利用施設を全国的に普及設置するのが最も望ましいところであるが、国の補助措置はもとより、地方公共団体、企業団体等の各関係者の協力を望むものである。

婦人界のうごき

三八年十二月三〇日

三九年一月三十一日

(二月つぎ)

二〇日 労働省婦人少年局では「売春防止特別活動」を二月二〇日から一月三十一日まで実施した。この活動は売春防止法の徹底をはかり、根強い売春の宿弊をなくし、売春防止の果をあげるために例年行なうものである。

二二日 主婦連合会の春野副会長ら代表六名は郵政省の西村事務次長を訪問し郵便物の運配は利用者の権利侵害であると、早急な解決を申し入れた。

二七日 行政官庁では三九年度の局・部・課等の新設要求に対する最終査定を行なった。婦人に関係する行政機構については、経済企画庁に国民生活局、総理府に青少年局が新設され、厚生省の児童局は児童家庭局に改組されることになった。三九年度予算案においても国民生活局・青少年局の新設が認められた。

二八日 総理府に設置されている雇用審議会では二八日付で津田塾大学長藤田たき氏を再任、新たに評論家西清千氏を任命した。

(二月)

六日 小杉イ子氏(元参議院議員)は一月六日死去した。なお、十日付で従五位勲四等瑞宝章がおくられた。

一六日 東京都地域婦人団体連盟では東京婦人児童会館で一六日常任委員会を開き、先般アメリカ公衆衛生局から発表されたタバコ有害報告に基づき「青少年をタバコの害から守る運動」を始めることを決定。二〇日山崎しげり会長、末永広子副会長らが厚生省を訪れタバコの害についての調査会の設置を申し入れ、二二日には日本専売公社にタバコの宣伝を自粛するよう要望した。東京地域連ではこの運動を全国的なものにするため具体案を検討中である。また東京母の会連合会でも「青少年に喫煙させない運動」を決議している。

一六日 文部省は第七期国語審議会委員に波多野勤子(著述家)、平林たい子(作家)の両氏を十六日発令した。

一八日 国連NGO国内婦人委員会主催の国際連合第一八回総会報告会が東京の婦人会館で開かれた。これは国連総会に政府代表代理として出席した久米愛氏らを迎えて開かれたもので、外務省国連局長斎藤鎮夫氏から第一八回総会での七委員会の成果について説明があった後、政府代表福島真太郎氏(シヤパンタイムス社長)から第一委員会、政府代表代理久米愛氏(日本婦人法律協会会長)から第三委員会について報告があった。第三委員会では、人種差別撤廃宣言案の審議に大部分ついやされ、本会議で西欧諸国等一七国の棄権があったが、大きな修正もなく決議されたことが報告された。

議されたことが報告された。

一八、一九日 国鉄家族会全国連合会第二回大会が東京駿台ホテルで開かれ、三九年度活動方針が討議された後、くらし・物価・平和の三分科会に分かれ討議し、保育所設置、高校生入促進、教科書国定反対等を決議した。

二二日、二三日 全国地域婦人団体連絡協議会では四国と九州でブロック会議を開催。四国では松山市で四国四県の地域婦人団体が参加、九州では九州七県の地域婦人団体が参加し福岡市で開催された。両会議とも第一日目は貯蓄推進協議会が開かれ、二日目は地域婦人団体協議会が行なわれ、今後の地域婦人会のあり方について討議された。

二六日 財団法人婦選会館、日本婦人有権者同盟の共催による「三九年度予算をきく会」が東京代々木の婦選会館で開かれた。大蔵省主計局田代一正主計官から三九年度の予算の概要と性格についての説明の後、労働省婦人少年局長、厚生省生活課小西川事務官、厚生省母子福祉課植山課長、文部省婦人教育課出雲井事務官、建設省川名専門官等から各省の婦人関係予算の内容について説明があり、質疑応答があった。約五〇名の婦人が参加。

二七日 労働省では中央労働基準審議会第一四期委員に藤原まさ(津田塾大学学長)氏を二七日任命した。

二九日 主婦連合会主催の第八回消費者ゼミナールが東京四谷の主婦会館ホー

ルで開かれた。物価対策懇談会委員稲葉秀三氏による「政府の物価対策」についての講演、経済企画庁官次長官による「国民生活局の概況」についての説明の後、これからの消費者運動を婦人団体でどのように展開し実行するかについて全体討議が行なわれ、次のことを申し合わせた。△婦人の政治力で福祉社会の建設を △緊需の中のひずみをなくそう △強力な国民生活局を主婦の手で △くらしの合理化は家族ぐるみで。全国の婦人団体、消費者団体の代表約二五〇名が参加。

三〇、三十一日 第六回「新生活と貯蓄」全国婦人の集いが東京九段会館で二日間にわたり開催された。新生活運動協会の指導員中央委員会共催。主婦連合会、全国地域婦人団体連絡協議会、全国農協婦人組織協議会、全国漁協婦人団体連絡協議会、全国米工人団体協議会等が協賛して開かれたものである。第一日目は日本銀行調査局長吉野俊彦氏による「くらしのくらしと貯蓄」についての講演の後、統一テーマ「くらしのくらしの悩み」について六分科会に分かれて話し合った。二日目は各分科会報告と全体討議が行なわれた。

女子の就業者数と完全失業者数

(1963年10月)

一人一か月平均現金給与総額

(1963年10月)

産業	女子	男子	計の割合	女子の割合	女子の前月との比較
就業者	1,947	2,828	40.8	%	+ 7
自営業者	278	747	27.1	%	+ 17
家族従業者	836	299	73.6	%	- 38
雇用者	832	1,779	31.9	100.0	+ 27
農林業	16	23	41.0	1.9	- 2
漁業、水産養殖業	1	13	0.6	0.1	- 1
鉱業	3	30	0.9	0.4	- 1
建設業	34	176	16.2	4.1	- 1
製造業	318	674	32.1	38.2	+ 8
卸小売、金融保険、不動産業	207	301	40.7	24.9	+ 11
運輸通信、電気、ガス、水道業	38	223	14.5	4.6	+ 2
サービス業務	192	214	47.2	23.1	+ 9
公	23	124	15.6	2.7	+ 2
完全失業者	15	13	53.6	%	- 3

産業別	女子	男子	男子に対する女子の割合
総数	14,756	30,530	48.3
鉱業	11,969	31,011	38.6
建設業	13,077	28,407	46.0
製造業	13,215	29,668	44.5
卸売業	15,736	28,510	55.2
小売業	20,780	40,371	51.5
金融業	15,435	36,327	42.5
不動産業	19,591	32,892	59.6
運輸業	22,289	38,327	58.2
電気、ガス、水道業			

「註」 数字はすべて調査結果の実数に推定乗率を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。

一総理府統計局労働力調査一

一労働省労働統計調査部

毎月勤労統計調査一

婦人少年局ニュース

○婦人少年問題審議会開催

二月十八日、婦人少年問題審議会第四回婦人労働部会が、学士会館において開かれた。

二月五日、同婦人問題部会が労働省会議室において開催された。

○精密機械器具製造業の女子労働者実態調査にもとづく懇談会開催

二月二十八日、労働省第一会議室において「精密機械器具製造業の女子労働者」実態調査について使用者との懇談会を行った。

○昭和三十八年度全国勤労青少年ホーム館長会議

二月二十四日、午前十時より労働省会議室において、既設十か所の勤労青少年ホーム館長が参集し開催された。

○婦人週間関係ニュース

第十二回全国婦人会議出席者選考委員会中、委員長及び部会助言者を兼ねる委員が決定した。

選考委員長

東京大学総長 大河内一男

選考委員

日本女子大学講師 磯野富士子

東京大学教授 日高六郎

評論家 古谷綱正

東京学芸大学助教授 松原治郎

二月十二日、婦人週間実施に関する関係官公庁との懇談会開催

二月十三日、婦人週間実施に関する婦人団体との懇談会開催

二月二十四日、労働時報主催の婦人週間テーマに関する座談会（高橋武氏、西清子氏）に高橋婦人課長司会。

○婦人少年局人事異動

（カッコ内は前任）

（福岡婦人少年室） 大沢陽子

（宮城婦人少年室） 蛭田京子

（千葉婦人少年室） 宮崎恭子

（佐賀婦人少年室） 三浦欣子

（千葉婦人少年室） 三浦欣子

（婦人少年局婦人課） 三浦欣子

（婦人少年局婦人課） 三浦欣子

（婦人少年局婦人課） 三浦欣子

（婦人少年局婦人課） 三浦欣子

（婦人少年局婦人課） 三浦欣子

（婦人少年局婦人課） 三浦欣子

（婦人少年局婦人課） 三浦欣子

（婦人少年局婦人課） 三浦欣子

（婦人少年局婦人課） 三浦欣子

（婦人少年局婦人課） 三浦欣子

（婦人少年局婦人課） 三浦欣子

（婦人少年局婦人課） 三浦欣子

（婦人少年局婦人課） 三浦欣子

（婦人少年局婦人課） 三浦欣子

（婦人少年局婦人課） 三浦欣子

（婦人少年局婦人課） 三浦欣子

（婦人少年局婦人課） 三浦欣子

（婦人少年局婦人課） 三浦欣子

（婦人少年局婦人課） 三浦欣子

（婦人少年局婦人課） 三浦欣子

（婦人少年局婦人課） 三浦欣子

（婦人少年局婦人課） 三浦欣子

（婦人少年局婦人課） 三浦欣子

（婦人少年局婦人課） 三浦欣子

（婦人少年局婦人課） 三浦欣子

（婦人少年局婦人課） 三浦欣子

（婦人少年局婦人課） 三浦欣子

（婦人少年局婦人課） 三浦欣子

（婦人少年局婦人課） 三浦欣子

（婦人少年局婦人課） 三浦欣子

（婦人少年局婦人課） 三浦欣子

（婦人少年局婦人課） 三浦欣子

（婦人少年局婦人課） 三浦欣子

（婦人少年局婦人課） 三浦欣子

（婦人少年局婦人課） 三浦欣子

昭和三十九年三月一日 印刷
昭和三十九年三月五日 発行

婦人少年局 第十二巻第三号
通巻百二十二号

定価 六〇円 千六円

編集人 久米愛
発行人 平林たい子
印刷人 網野栄

発行所 婦人少年協会
（日本職業指導協会内）
東京都千代田区神田一ツ橋一ノ一
電話九段(26)九五九九七
振替口座東京一〇七九二四八七

楽しい
お買物の
散歩道



東京 新宿
伊勢丹
(369) 1111 大代表

パーキングビル 300余台収容 車でのお買物にどうぞ